

令和8年度

(令和7年度実績)

介護保険概要



下関市

目 次

1	介護保険事業の沿革	1
2	介護保険で利用できるサービスの種類等	
(1)	介護サービスの種類	1 0
(2)	介護サービス提供事業所数	1 1
(3)	利用者負担	1 2
3	人口動態	
(1)	人口の推移	1 5
(2)	人口構成	1 5
(3)	地区（支所管内）別人口	1 6
4	下関市高齢者保健福祉推進会議	1 7
5	被保険者	
(1)	被保険者の種類	1 8
(2)	被保険者数（第1号）	1 8
(3)	被保険者（第1号）の事由別異動状況	1 8
(4)	所得段階別被保険者数（第1号）	1 9
6	要介護認定	
(1)	介護保険制度における要介護認定のしくみ	2 0
(2)	要介護認定等基準	2 1
(3)	下関市介護認定審査会	2 2
(4)	要介護認定の実施状況	2 3
7	保険給付費	
(1)	介護保険サービス利用者の状況	2 5
(2)	居宅介護（介護予防）サービス費等の状況	2 6
(3)	地域密着型（介護予防）サービス費の状況	2 6
(4)	施設サービス費の状況	2 7
(5)	高額介護（介護予防）サービス費の状況	2 7
(6)	高額医療合算介護（介護予防）サービス費の状況	2 7
(7)	特定入所者介護（介護予防）サービス費の状況	2 8
(8)	保険給付費総額	2 8
8	地域支援事業	
(1)	地域支援事業の概要	3 1
(2)	事業実績	3 1
(3)	地域包括支援センターの状況	3 2
(4)	下関市地域包括支援センター運営協議会	3 3
9	保健福祉事業	
(1)	保健福祉事業の概要	3 4
(2)	事業実績	3 4

10	保険料	
(1)	保険料の状況	3 5
(2)	保険料収納状況の年度別比較	3 6
(3)	滞納繰越分普通徴収保険料に係る不納欠損一覧表	3 7
(4)	保険料未納状況（所得段階別）	3 8
(5)	差押実績	3 8
(6)	減免及び徴収猶予・特別減免の状況	3 8
11	保険財政	
(1)	年度別決算状況	4 0
(2)	令和 7 年度予算決算総括表	4 2

資 料

◎介護保険事業状況報告（年報・令和 7 年度 一部抜粋）	4 5
◎下関市介護保険条例	5 9
◎下関市介護給付費準備基金条例	7 0
◎下関市介護保険料減免及び徴収猶予基準	7 1
◎下関市介護保険料特別軽減基準	7 7

1 介護保険事業の沿革

高齢化社会に突入した我が国において、介護を必要としている高齢者が急増する一方で、核家族化や介護する家族の高齢化、共働き家族の増加等によって、家族だけで介護することは困難になってきたことから、誰もが直面する介護を社会で支える仕組みとして「介護保険制度」が創設されました。

平成10年	4月	下関市保健福祉部介護保険準備室設置
	6月	高齢者一般調査を下関市が実施
	7月	下関市高齢者保健福祉推進委員会設置要綱施行 下関市高齢者保健福祉推進調査研究班設置要領施行 要援護高齢者（在宅）調査を下関市が実施 特別養護老人ホーム待機者調査を下関市が実施
	8月	要援護高齢者（施設）調査を山口県が実施
	9月	第1回下関市高齢者保健福祉推進委員会開催
	10月	若年・一般高齢者調査を山口県が実施
	11月	下関市高齢者保健福祉推進会議設置要綱施行 第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成11年	2月	第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催 第2回下関市高齢者保健福祉推進委員会開催
	3月	第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	4月	下関市保健福祉部高齢福祉課介護保険室設置
	5月	第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	7月	第5回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	9月	第6回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	10月	下関市介護認定審査会運営要綱施行 下関市介護認定審査会委員任命 介護保険準備要介護認定開始
平成12年	2月	第7回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	3月	いきいきシルバープラン ～下関市高齢者保健福祉、介護保険事業計画～策定
	4月	介護保険制度施行 下関市保健福祉部介護保険課設置 第2号被保険者保険料徴収開始 下関市介護保険条例（平成12年条例第14号）公布施行 下関市介護保険円滑導入基金条例（平成12年条例第15号）公布施行 下関市介護給付費準備基金条例（平成12年条例第16号）公布施行 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施
	7月	社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施
	9月	下関市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例等に関する取扱実施
	10月	下関市介護保険料減免及び徴収猶予基準施行 下関市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する事業実施 下関市介護保険訪問通所サービス区分支給限度基準額の短期入所サービス利用限度日数への振替えに係る特例措置に関する取扱事業実施 第1号被保険者保険料半額徴収開始
	平成12年10月	平成12年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成13年	1月	住宅改修の相談・支援業務に係る助成に関する取扱事業実施 短期入所サービスの振替業務に係る助成に関する取扱事業実施 介護保険施設における食事代標準負担額の改正（760円→780円）
	2月	平成12年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	4月	下関市介護認定審査会委員改選

	9月	下関市介護保険福祉用具購入費受領委任払実施 下関市介護保険住宅改修費受領委任払実施
	10月	第1号被保険者保険料全額徴収開始（月額基準額 3,200 円）
	11月	平成13年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成14年	1月	訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額一本化 下関市介護保険訪問通所サービス区分支給限度基準額の短期入所サービス利用 限度日数への振替えに係る特例措置に関する取扱廃止 短期入所サービスの振替業務に係る助成に関する取扱廃止
	3月	平成13年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	4月	下関市介護保険料特別軽減基準施行
	5月	介護サービス利用意向調査実施（下関市介護保険サービス利用者調査・下関市 介護保険サービス提供事業者等調査・下関市居宅介護支援事業者等調査） 介護保険制度に関する市民の意見を募集
	6月	平成14年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	9月	平成14年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	12月	平成14年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成15年	2月	平成14年度第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	3月	第二次いきいきシルバープラン ～下関市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画～策定 下関市介護保険円滑導入基金条例（平成12年条例第15号）廃止
	4月	下関市介護保険条例の一部改正 第1号被保険者保険料月額基準額の変更（3,200 円 → 3,980 円） 第1号被保険者保険料所得段階区分を5段階から6段階へ変更 介護報酬の改定 介護報酬の1単位の単価に係る地域区分の一部改正 （介護サービス1単位当りの単価10 円に統一） （改正前の1単位当りの介護サービス単価） 訪問介護 10.18 円 訪問入浴 10.18 円 訪問看護 10.12 円 訪問リハ 10.12 円 居宅管理 10.00 円 通所介護 10.18 円 通所リハ 10.12 円 短期生活 10.12 円 短期療養 10.12 円 痴呆介護 10.18 円 特定施設 10.18 円 用具貸与 10.00 円 介護3施設 10.12 円 住宅改修支援事業における住宅改修理由書作成費の取扱い変更 改訂要介護認定の実施 （改訂版一次判定ソフトの導入・要介護状態等区分の変更）
	6月	下関市保健福祉部介護保険課給付係に指導班を設置
	7月	法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業における利用者 負担額の変更（3% → 6%）
	8月	下関市あんしん介護推進事業施行
	9月	下関市ふれあい相談員派遣事業施行
	12月	平成15年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成16年	5月	国保連合会介護給付適正化システムの運用開始
平成17年	2月	旧下関市、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町が合併し下関市となる
平成17年	4月	合併に伴い第1号被保険者保険料月額基準額を統一（3,880 円） （統一前の第1号被保険者保険料月額基準額） 旧下関市 3,980 円 旧菊川町 3,460 円 旧豊田町 3,370 円 旧豊浦町 3,460 円 旧豊北町 3,250 円 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業廃止 下関市介護保険料特別軽減基準の拡大
	6月	平成17年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	8月	下関市地域包括支援センター運営協議会準備委員会開催
	10月	下関市が特例市から中核市へ移行 保健福祉部介護保険課から福祉部介護保険課へ 介護保険制度改正 居住費（滞在費）及び食費が給付対象外へ 低所得者に対する補足的給付（＝特定入所者介護サービス費）を新設

- 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の運用改善
- 11月 第1回下関市地域包括支援センター運営協議会開催
- 平成18年 3月 第三次いきいきシルバープラン～
～下関市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画～策定
第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
第2回下関市地域包括支援センター運営協議会開催
- 4月 新予防給付及び地域支援事業の創設
下関市地域包括支援センター設置（本庁・山陽・山陰・豊浦）
要介護認定基準の改正
地域密着型サービスの創設
下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料所得段階区分を6段階から10段階へ変更
第1号被保険者保険料月額基準額の変更（3,880円→4,200円）
- 6月 第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8月 第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 10月 平成18年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
第5回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成19年 3月 第6回下関市地域包括支援センター運営協議会及び第5回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 6月 平成19年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成19年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8月 平成19年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 9月 平成19年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 12月 平成19年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成19年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成20年 3月 平成19年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成19年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 6月 平成20年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 9月 平成20年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 10月 平成20年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 11月 平成20年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 12月 平成20年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成21年 2月 平成20年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 3月 下関市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
（平成21年条例第21号）公布施行
第四次いきいきシルバープラン
～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定
平成20年度第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成20年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4月 要介護認定基準の改正
下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料所得段階区分10段階中の4段階に特例第4段階を新設
第1号被保険者保険料月額基準額据置
（4,200円（下関市介護従事者処遇改善臨時特例基金充当後））
- 6月 平成21年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8月 平成21年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 9月 平成21年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 10月 要介護認定基準の見直し（4月改正内容の見直し）

- 12月 平成21年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成22年 3月 平成21年度第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成21年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 6月 平成22年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成22年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 9月 平成22年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成22年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成23年 3月 平成22年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成22年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 6月 平成23年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成23年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 9月 平成23年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成23年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 10月 豊北地域包括支援センター設置
- 11月 平成23年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 平成24年 1月 平成23年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 2月 平成23年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 3月 第五次いきいきシルバープラン～
～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定
平成23年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成23年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
下関市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（平成21年条例第21号）廃止
- 4月 下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料所得段階区分10段階中の3段階に特例第3段階を新設
第1号被保険者保険料所得段階区分10段階中の4段階の特例第4段階を継続
第1号被保険者保険料月額基準額の変更（4,200円→5,300円）
介護保険法の改正により、指定居宅サービス事業者等の指定、指導・監査等に関する事務が山口県から下関市へ権限移譲
介護老人保健施設の許可申請（新規・変更）に対する審査手数料の徴収を開始
要介護認定基準の改正（要支援・要介護認定に係る有効期間の見直し）
- 6月 平成24年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成24年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 9月 平成24年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成24年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 10月 離島居住者が介護サービスを利用する際に負担する渡船運賃の助成対象を通所系サービスに加え訪問系サービスにも拡大
- 12月 平成24年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成25年 3月 平成24年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成24年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4月 事業者係設置（給付係指導班を改組）
地域主権改革の一環として改正された介護保険法に基づき所要の条例を施行
- ・下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号）
 - ・下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）
 - ・下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）
 - ・下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）
 - ・下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号）

- ・下関市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 75 号）
 - ・下関市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 76 号）
- 平成 25 年 9 月 平成 25 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 25 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成 26 年 11 月 平成 25 年度第 1 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 平成 26 年 2 月 平成 25 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 25 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 3 月 平成 25 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 25 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4 月 消費税率引き上げに伴い介護報酬が一部改定
介護報酬の一部改定への対応として、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額が改定
すべてのサービスの指定等の申請に対する審査手数料の徴収を開始
- 6 月 平成 26 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8 月 平成 26 年度第 1 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 9 月 平成 26 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 11 月 平成 26 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
平成 26 年度第 2 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 12 月 平成 26 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 4 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成 27 年 1 月 平成 26 年度第 3 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 2 月 平成 26 年度第 4 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 3 月 第六次いきいきシルバープラン～
～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定
平成 26 年度第 4 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 26 年度第 5 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4 月 福祉部組織再編により、いきいき支援課の課名を長寿支援課に名称変更し、介護保険課が所管する地域包括支援センター業務を長寿支援課へ集約
下関市地域包括支援センターを市内 12 箇所に増設
- ・下関市本庁東部地域包括支援センター
 - ・下関市本庁西部地域包括支援センター
 - ・下関市本庁北部地域包括支援センター
 - ・下関市彦島地域包括支援センター
 - ・下関市長府地域包括支援センター
 - ・下関市東部地域包括支援センター
 - ・下関市川中地域包括支援センター
 - ・下関市安岡・吉見地域包括支援センター
 - ・下関市勝山・内日地域包括支援センター
 - ・下関市菊川・豊田地域包括支援センター
 - ・下関市豊浦地域包括支援センター
 - ・下関市豊北地域包括支援センター
- 下関市介護保険条例の一部改正
第 1 号被保険者保険料所得段階区分を 10 段階から 12 段階に変更
公費負担による所得区分第 1 段階の第 1 号被保険者保険料の軽減（保険料率 0.5%→0.45%）
第 1 号被保険者保険料月額基準額据置（5,300 円）
下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 78 号）の施行
下関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26

年条例第 79 号) の施行

下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 80 号) の施行

6 月 平成 27 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

8 月 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合の引き上げ(1 割→2 割)
高額介護サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」の区分を新設
施設サービスに係る低所得者の居住費・食費の負担軽減の要件追加(①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合、②住民税非課税世帯でも預貯金等が一定額を超える場合)

9 月 平成 27 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

12 月 平成 27 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成 28 年 1 月 下関市介護保険条例の一部改正

マイナンバー制度の導入による介護保険料の徴収猶予及び減免に係る各申請書に記載する事項にマイナンバーを追加

3 月 平成 27 年度下関市高齢者保健福祉推進会議開催

平成 27 年度第 4 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 27 年度第 4 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

第 1 号被保険者保険料の彦島・長府支所以外の 10 支所窓口収納終了

4 月 旧来の小規模デイサービスの中でも定員が 18 人以下の事業所が、地域密着型通所介護に移行

6 月 平成 28 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

8 月 補足給付(特定入所者介護サービス費)について、年金収入及び合計所得金額の判定に、遺族年金及び障害年金などの非課税年金の額を含めて判定

9 月 平成 28 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

平成 29 年 2 月 平成 28 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施

3 月 下関市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正

平成 28 年度下関市高齢者保健福祉推進会議開催

平成 28 年度第 4 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 28 年度第 4 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

4 月 介護予防・日常生活支援総合事業開始

6 月 平成 29 年度第 1 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 29 年度第 1 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

7 月 新介護保険システムの稼動(①納入通知書や催告書等の帳票類の様式変更、②滞納管理メニューの活用による滞納折衝記録の電子化)

8 月 平成 29 年度第 1 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

高額介護サービス費の上限額変更(一般課税世帯について、平成 29 年 8 月から 3 年間に限り年間上限額 446,400 円(37,200 円×12 ヶ月)を適用)

9 月 平成 29 年度第 2 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 29 年度第 2 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

10 月 平成 29 年度第 2 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

11 月 平成 29 年度第 3 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

平成 30 年 2 月 平成 29 年度第 4 回下関市高齢者保健福祉推進会議開催

3 月 第七次いきいきシルバープラン～

～下関市高齢者福祉計画、介護保険事業計画～策定

平成 29 年度第 3 回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成 29 年度第 3 回下関市地域密着型サービス運営委員会開催

- 4月 認定係を認定事務係と認定調査係に分割改組（介護保険課）
下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料月額基準額の変更（5,300円→5,500円）
共生型サービスの創設
介護医療院の創設（下関市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第34号）の施行）
- 6月 平成30年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 8月 一定以上の所得のある利用者の自己負担割合の引き上げ（2割→3割）
- 9月 平成30年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 12月 平成30年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 平成31年 3月 平成30年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
平成30年度第4回下関市地域包括支援センター運営協議会及び平成30年度第4回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 4月 10月の消費税率引き上げに伴い、低所得者（第1段階～第3段階）の保険料軽減を強化（第1段階 0.45→0.375、第2段階 0.65→0.525、第3段階 0.75→0.725）
- 令和元年 6月 令和元年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和元年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 10月 消費税率引き上げに伴い介護報酬が一部改定
介護報酬の一部改定への対応として、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額・介護予防サービス費等区分支給限度基準額・介護保険施設等における食費及び居住費の基準費用額を改定
- 12月 令和元年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和元年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
「在宅介護実態調査」を実施
- 令和2年 1月 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施
- 2月 「事業所対象調査」を実施
- 3月 令和元年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催※
令和元年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和元年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※3月開催の会議は新型コロナウイルス感染症対策のため書面による意見照会
- 4月 令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、低所得者（第1段階～第3段階）の保険料軽減を強化（第1段階 0.375→0.3、第2段階 0.575→0.4、第3段階 0.725→0.7）
- 6月 令和2年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和2年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免要領施行（令和2年度）
- 7月 令和2年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 9月 令和2年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 11月 令和2年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
令和2年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和2年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
- 令和3年 1月 令和2年度第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 3月 第八次いきいきシルバープラン
～下関市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～策定
令和2年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和2年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催
第1号被保険者保険料の彦島・長府支所窓口収納終了
- 4月 下関市介護保険条例の一部改正
第1号被保険者保険料月額基準額据置（5,500円）

- 第1号被保険者保険料の所得段階区分第7・8・9段階の基準所得金額の見直し（第7段階と第8段階を区分する基準所得金額200万円→210万円、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額300万円→320万円）
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、すべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せ（令和3年4月～9月）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免要領施行（令和3年度）
- 第1号被保険者保険料のコンビニエンスストア収納開始
- 6月 令和3年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和3年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
- 8月 補足給付（特定入所者介護サービス費）について、食費の基準費用額（日額）の改正、負担限度額第3段階の細分化、食費の負担限度額（日額）の改正及び受給要件の預貯金等の細分化
現役並み所得者の高額介護サービス費の上限額の細分化
- 12月 令和3年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和3年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
- 令和4年 3月 令和3年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和3年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
令和3年度下関市高齢者保健福祉推進会議※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による意見照会
- 4月 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免要領施行（令和4年度）
第1号被保険者保険料のスマートフォン決済アプリを利用した収納の開始
- 6月 令和4年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和4年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
- 12月 令和4年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和4年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
「在宅介護実態調査」を実施
- 令和5年 1月 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施
2月 「事業所対象調査」を実施
3月 令和4年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和4年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
令和4年度下関市高齢者保健福祉推進会議
- 7月 令和5年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和5年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び集合形式で実施
令和5年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 10月 令和5年度第2回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
- 11月 令和5年度第3回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
令和5年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和5年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※オンライン及び集合形式で実施
- 令和6年 1月 令和5年度第4回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
3月 第九次下関市いきいきシルバープラン
～高齢者福祉計画・介護保険事業計画～策定
令和5年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和5年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※
※オンライン及び集合形式で実施
介護保険会計介護サービス事業勘定を廃止

令和7年	4月	下関市介護保険条例の一部改正 第1号被保険者保険料所得段階区分を12段階から16段階へ変更 第9段階～第16段階の基準所得金額の見直し（第9段階と第10段階を区分する基準所得金額400万円→420万円、第10段階と第11段階を区分する基準所得金額700万円→520万円、第11段階と第12段階を区分する基準所得金額1,000万円→620万円、第12段階と第13段階を区分する基準所得金額720万円、第13段階と第14段階を区分する基準所得金額820万円、第14段階と第15段階を区分する基準所得金額920万円、第15段階と第16段階を区分する基準所得金額1,020万円） 低所得者（第1段階～第3段階）の保険料率引下げ（第1段階 0.3→0.285、第2段階 0.4→0.385、第3段階 0.7→0.685） 第10段階～第16段階の保険料率の見直し（第10段階 1.75→1.8、第11段階 2.0→1.9、第12段階 2.25→2.0、第13段階 2.1、第14段階 2.2、第15段階 2.3、第16段階 2.4） 第1号被保険者保険料月額基準額据置（5,500円） 介護療養型医療施設の廃止
	7月	令和6年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和6年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※ ※オンライン及び集合形式で実施
	8月	介護保険施設等における居住費の基準費用額及び負担限度額（日額）改定
	12月	令和6年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和6年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※ ※オンライン及び集合形式で実施
	3月	令和6年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和6年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※ ※オンライン及び集合形式で実施 令和6年度下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	4月	保険料における所得基準の改正 重層的支援体制整備事業の開始に伴い、「地域介護予防活動支援事業」、「地域包括支援センター業務」及び「生活支援体制整備事業」が介護保険特別会計から一般会計に移行
	7月	令和7年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和7年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※ ※オンライン及び集合形式で実施
	8月	高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等の基準の改正
	12月	令和7年度第2回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和7年度第2回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※ ※オンライン及び集合形式で実施 「在宅介護実態調査」を実施
	1月	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施 「事業所対象調査」を実施
令和8年	3月	令和7年度第3回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和7年度第3回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※ ※オンライン及び集合形式で実施 令和7年度下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	4月	保険料における所得基準の改正
	6月	令和8年度第1回下関市地域包括支援センター運営協議会及び令和8年度第1回下関市地域密着型サービス運営委員会開催※ ※オンライン及び集合形式で実施
	7月	令和8年度第1回下関市高齢者保健福祉推進会議開催
	8月	介護保険施設等における食費の基準費用額及び負担限度額（日額）改定 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等の基準の改正

2 介護保険で利用できるサービスの種類等

(1) 介護サービスの種類

介護保険で利用できるサービスは、次の表のとおりです。

居 宅 サ ー ビ ス	
介護サービス（要介護1～5の方）	予防サービス（要支援1・2の方）
○自宅での日常生活の手助け 訪問介護（ホームヘルプ） ○自宅を訪問してもらい利用するサービス 訪問入浴介護、 訪問リハビリテーション ○医師の指導のもとでの助言、管理サービス 訪問看護、居宅療養管理指導 ○施設に通って利用するサービス 通所介護（デイサービス）、 通所リハビリテーション（デイケア） ○短期間入所して利用するサービス 短期入所生活介護（ショートステイ）、 短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ○生活する環境を整えるサービス 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 住宅改修費支給 ○介護付き有料老人ホーム等 特定施設入居者生活介護 ○居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 居宅介護支援	○自宅を訪問してもらい利用するサービス 介護予防訪問入浴介護、 介護予防訪問リハビリテーション ○医師の指導のもとでの助言、管理サービス 介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導 ○施設に通って利用するサービス 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ○短期間入所して利用するサービス 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）、 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ○生活する環境を整えるサービス 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、 介護予防住宅改修費支給 ○介護付き有料老人ホーム等 介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成 介護予防支援

地域密着型サービス	施設サービス
○夜間の訪問介護 夜間対応型訪問介護（※1） ○小規模な通所介護サービス（定員18人以下） 地域密着型通所介護（※1） ○多機能なサービス 小規模多機能型居宅介護 ○認知症高齢者を対象としたサービス 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（※2） ○小規模な施設サービス（定員29人以下） 地域密着型特定施設入居者生活介護（※1） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（※1、※3） ○24時間対応のサービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※1） ○複合型のサービス 看護小規模多機能型居宅介護（※1）	○生活全般の介護が必要な場合 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※3） ○リハビリに重点を置いたケアが必要な場合 介護老人保健施設 ○長期療養のための医療と介護が必要な場合 介護医療院（※4）

注）地域密着型サービスのうち、※1のサービスは要支援1・2の方、※2のサービスは要支援1の方は利用できません。

また、施設サービスについては、要支援の方は利用できません。※3のサービスの新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。※4のサービスは令和6年3月31日で廃止された介護療養型医療施設などからの転換施設です。

(2) 介護サービス提供事業所数

・ 居宅（介護予防）サービス事業所

408箇所

訪問介護68、訪問入浴介護2、訪問看護41、通所介護68、通所リハビリテーション24、
短期入所生活介護29、短期入所療養介護（介護老人保健施設）8、短期入所療養介護（介護医療院）4、
福祉用具貸与26、特定福祉用具販売27、特定施設入居者生活介護4、居宅介護支援93、介護予防支援14

・ 地域密着型（介護予防）サービス事業所 166箇所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護7、地域密着型通所介護77、認知症対応型通所介護13、
認知症対応型共同生活介護37、小規模多機能型居宅介護11、地域密着型介護老人福祉施設19、
看護小規模多機能型居宅介護2

・ 介護保険施設

33箇所

介護老人福祉施設16、介護老人保健施設9、介護医療院8

各年 4月1日 現在	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
居宅（介護予防）サービス事業者	427	424	417	414	409	408
訪問介護	76	75	72	72	68	68
訪問入浴介護	4	4	3	2	2	2
訪問看護	28	29	29	32	41	41
訪問リハビリテーション※1	1	2	2	2	1	0
居宅療養管理指導※1	0	0	0	0	0	0
通所介護	68	67	68	67	66	68
通所リハビリテーション※2	28	28	28	24	25	24
短期入所生活介護	30	29	29	30	30	29
短期入所療養介護（老健）※2	11	11	11	9	8	8
短期入所療養介護（医療）※2	2	1	1	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）※2	2	2	2	4	4	4
福祉用具貸与	26	26	26	28	26	26
特定福祉用具販売	29	29	27	29	28	27
特定施設入居者生活介護	5	5	5	4	4	4
居宅介護支援	105	104	102	98	93	93
介護予防支援	12	12	12	13	13	14
地域密着型（介護予防）サービス事業者	174	178	174	173	173	166
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	6	6	7	7	7
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	90	89	85	83	84	77
認知症対応型通所介護	9	14	14	14	13	13
認知症対応型共同生活介護	37	37	37	37	37	37
定員	423	423	441	450	450	459
小規模多機能型居宅介護	12	12	12	11	11	11
地域密着型介護老人福祉施設	19	19	19	19	19	19
定員	524	524	524	524	524	524
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	2	2	2
介護保険施設	38	37	37	35	34	33
介護老人福祉施設	17	17	17	17	17	16
定員	1,057	1,057	1,057	1,067	1,076	1,016
介護老人保健施設	12	12	12	10	9	9
定員	837	837	837	696	654	654
介護療養型医療施設	2	1	1	—	—	—
定員	64	32	32	—	—	—
介護医療院	7	7	7	8	8	8
定員	329	329	329	373	373	373
施設定員（合計）	2,287	2,255	2,255	2,136	2,103	2,043

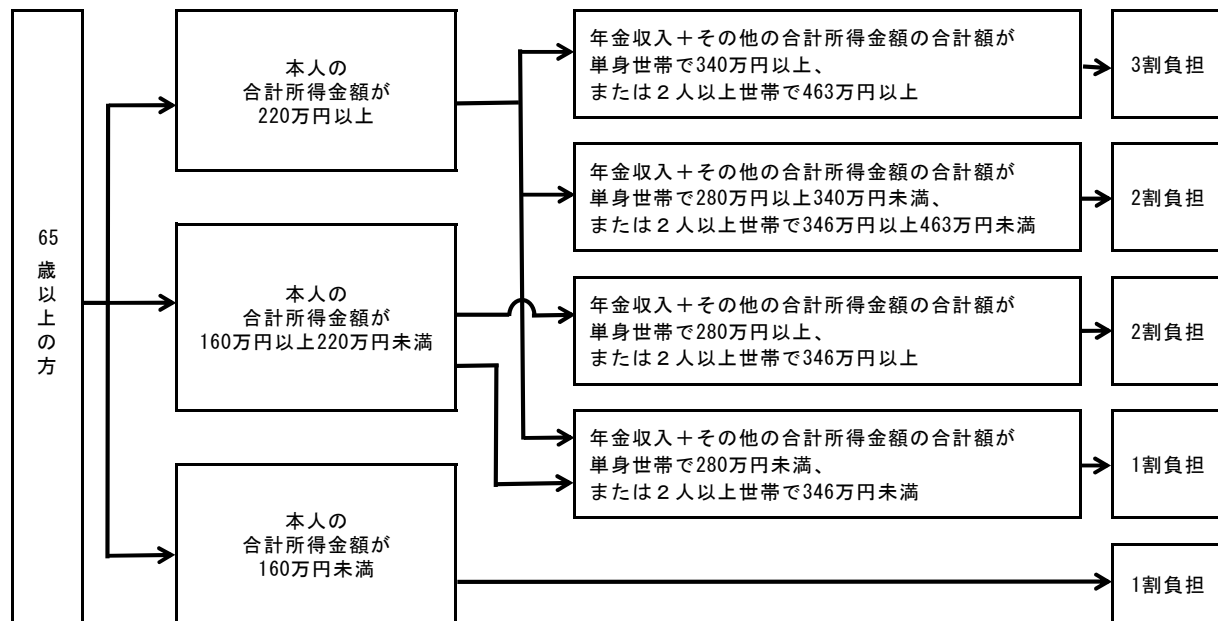
注）休止中の事業所を除く。※1のサービス事業者は、みなし指定を除く。※2のサービス事業者は、みなし指定を含む。
介護療養型医療施設は、令和6年3月31日で廃止

(3) 利用者負担

①利用者負担割合

介護サービスを利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担しますが、一定額以上の所得がある方は、2割負担もしくは3割負担になります。

【利用者負担の割合】



※ 第2号被保険者（40歳～64歳の方）・市民税非課税者・生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担。

②居宅介護（介護予防）サービス等区分支給限度基準額

1月あたりの上限額（支給限度基準額）が定められている居宅介護サービスを利用した場合、負担する費用が上限額を超えた場合には、超えた費用は全額自己負担となります。

＜1か月の上限額及び上限額の対象サービス＞

	要 介 護 度 区 分						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護 ※1 訪問入浴介護 訪問看護 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 通所介護 ※1 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 ※2 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応サービス ※3 夜間対応型訪問介護 ※3 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 ※2※4 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※2※3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※3 看護小規模多機能型居宅介護 ※3 地域密着型通所介護 ※3	50,320 円/月	105,310 円/月	167,650 円/月	197,050 円/月	270,480 円/月	309,380 円/月	362,170 円/月
福祉用具購入費（1年度につき）	10万円						
住宅改修費（原則1回限り）	20万円						

※1 要支援1・2の方は総合事業で利用できます。

※2 短期入所に限る。

※3 要支援1・2の方は利用できません。

※4 要支援1の方は利用できません。

③食費・居住費（滞在費）の負担限度額

介護保険施設に入所した場合（ショートステイを含む。）の食費及び居住費（滞在費）は自己負担となりますが、低所得の方の施設利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設定されており、申請により認定された利用者はこの限度額までを自己負担します。

負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		預貯金等の基準	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護受給者							
	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	880円	550円	550円 【380円】	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 年金以外の合計所得金額＋年金収入額 が80.9万円（82.65万円）以下の人	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 【480円】	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 年金以外の合計所得金額＋年金収入額 が80.9万円（82.65万円）超120万円以下の人	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 【880円】	430円	680円	1,030円
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 年金以外の合計所得金額＋年金収入額 が120万円超の人	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円 【980円】	(※1) 430円 (※2、3) 530円	1,420円	1,360円
国が定める基準費用額			2,066円	1,728円	1,728円 【1,231円】	(※1) 437円 (※2) 697円 (※3) 915円	1,545円	

【 】内の金額は、特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
 (※1) 老健・医療院等（室料を徴収しない場合）の金額 (※2) 老健・医療院等（室料を徴収する場合）の金額 (※3) 特別養護老人ホームの多床室を利用した場合の金額
 ・令和8年8月1日から、利用者負担段階の基準額が〈 〉内の金額に改正されました。
 ・世帯が同じかを問わず、配偶者が市民税課税の場合は、認定ができません。

④高額介護サービス費支給にかかる所得段階と上限額

同一世帯で同一月に利用した利用者負担額の合計（世帯合計）額について、上限額を超えた場合には申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

〈上限額〉

利用者負担段階区分	上限額（月額）
○現役並み所得者	
課税所得690万円以上 （年収約1,160万円以上）	（世帯） 140,100円
課税所得380万円以上690万円未満 （年収約770万円以上約1,160万円未満）	（世帯） 93,000円
課税所得380万円未満 （年収約770万円未満）	（世帯） 44,400円
○世帯内に市民税課税者がいる方 （現役並み所得者以外）	（世帯） 44,400円
○市民税非課税世帯	（世帯） 24,600円
老齢福祉年金受給者 年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80.9万円（82.65万円）以下の方	（世帯） 24,600円 （個人） 15,000円
○生活保護受給者	（個人） 15,000円

・令和8年8月1日から負担段階区分の基準額が〈 〉内の金額に改正されました。

⑤高額医療合算介護サービス費支給にかかる所得段階と上限額

介護保険と医療保険の両方の利用者負担額を年間で合算し、高額になった場合は、限度額を超えた分が申請により「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。毎年8月から翌年7月までの1年間で計算対象となります。

＜算定基準額（上限額）年額＞

70歳未満の方がいる世帯

所得区分	自己負担限度額
所得金額が901万円超	212万円
所得金額が600万円超901万円以下	141万円
所得金額が210万円超600万円以下	67万円
所得金額が210万円以下 （市民税非課税世帯を除く。）	60万円
市民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方がいる世帯

所得区分	自己負担限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満の世帯	56万円
低所得者Ⅱ （世帯全員が市民税非課税）	31万円
低所得者Ⅰ （所得が一定基準以下）	19万円

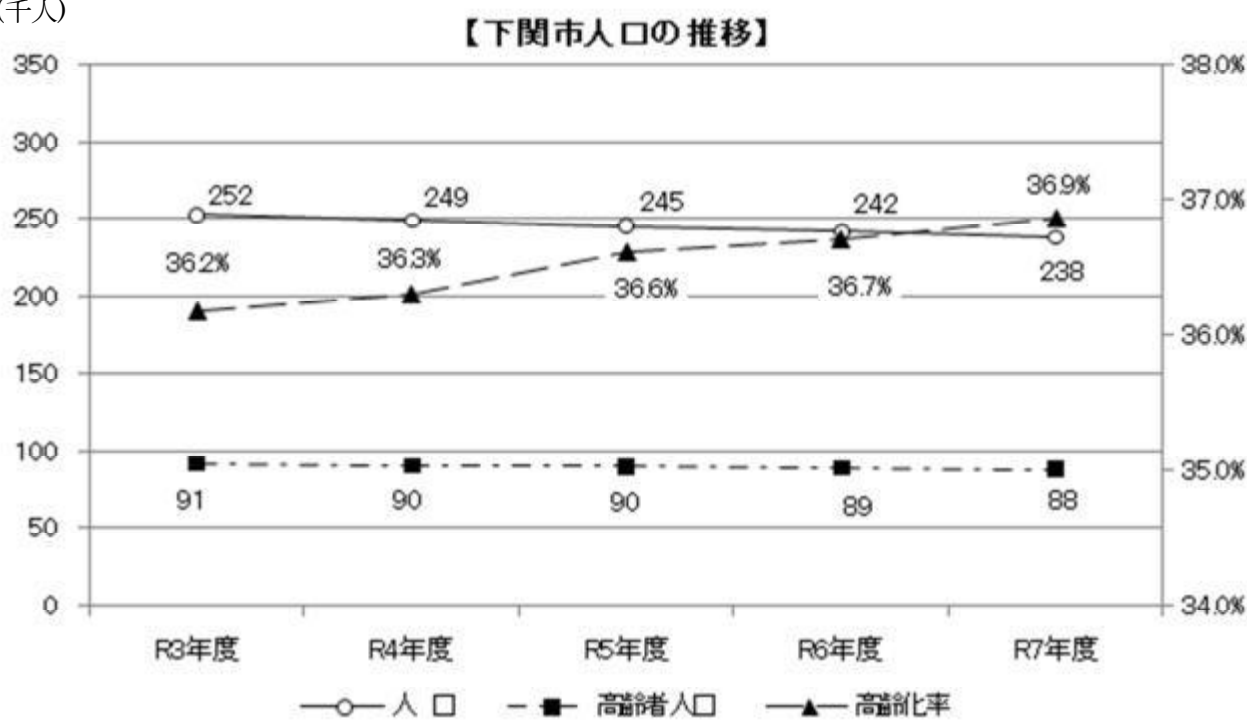
3 人口動態

(1) 人口の推移（各年度末現在）

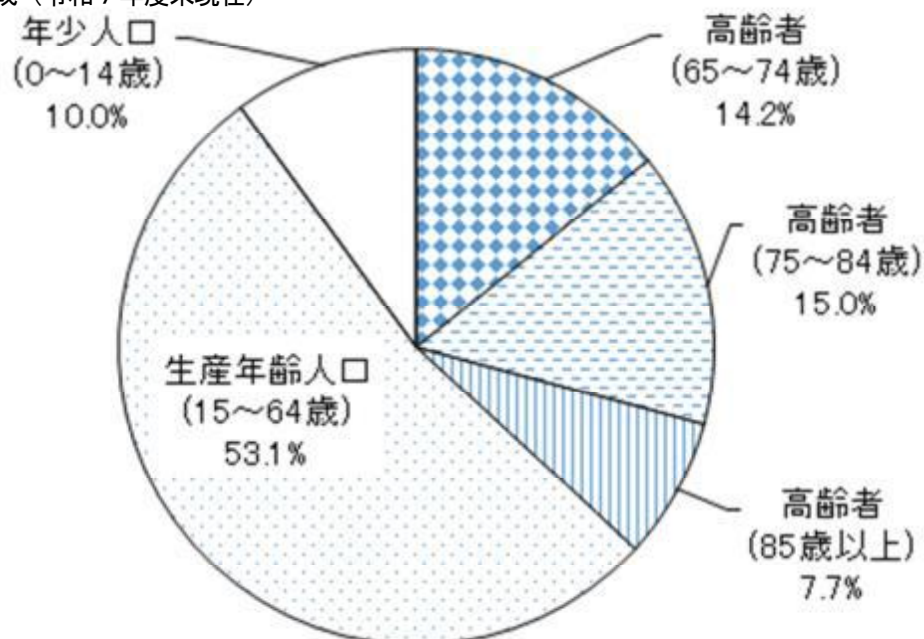
年度	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口			高齢化率
				(65～74歳)	(75～84歳)	(85歳以上)	
R3年度	252,413	27,632	133,465	91,316	42,187	30,959	36.2%
R4年度	249,012	26,814	131,810	90,388	40,048	32,080	36.3%
R5年度	245,275	25,799	129,688	89,788	38,069	33,648	36.6%
R6年度	241,776	24,904	128,111	88,761	35,711	35,165	36.7%
R7年度	238,154	23,920	126,463	87,771	33,798	35,699	36.9%

(資料) 下関市年齢別登録人口

(千人)



(2) 人口構成（令和7年度末現在）

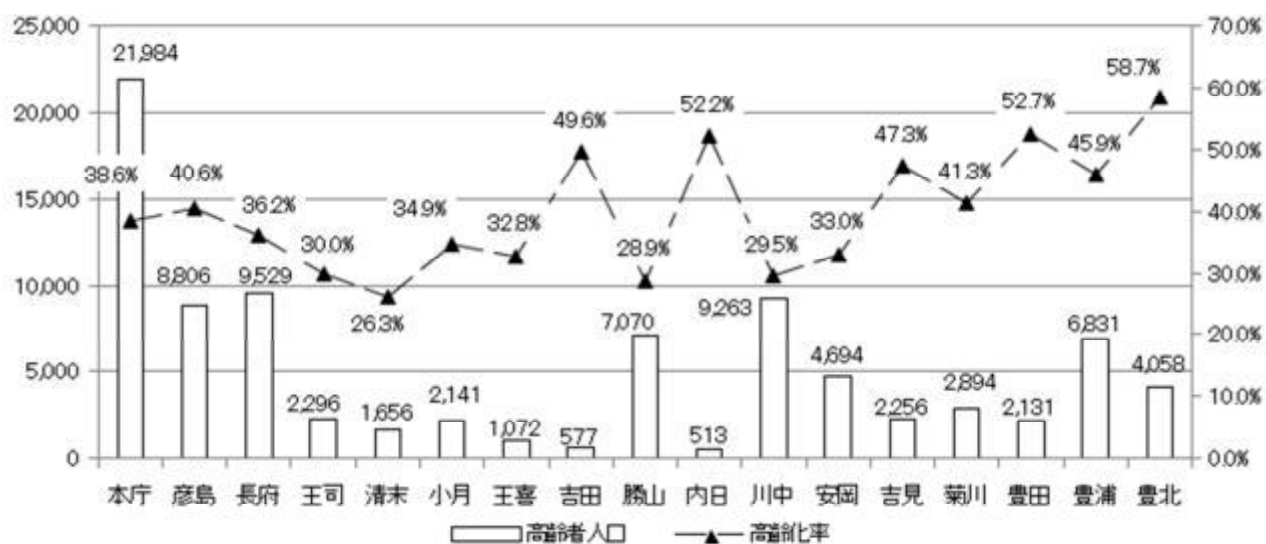


(3) 地区（支所管内）別人口（令和7年度末現在）

地区名	人口	高齢者人口				高齢化率
			65～74歳	75～84歳	85歳以上	
本庁	56,985	21,984	8,246	8,766	4,972	38.6%
彦島	21,679	8,806	3,132	3,789	1,885	40.6%
長府	26,312	9,529	3,633	3,918	1,978	36.2%
王司	7,654	2,296	850	967	479	30.0%
清末	6,307	1,656	668	648	340	26.3%
小月	6,138	2,141	831	852	458	34.9%
王喜	3,266	1,072	452	435	185	32.8%
吉田	1,163	577	202	249	126	49.6%
勝山	24,486	7,070	3,110	2,778	1,182	28.9%
内日	982	513	198	189	126	52.2%
川中	31,359	9,263	3,930	3,689	1,644	29.5%
安岡	14,206	4,694	1,803	1,951	940	33.0%
吉見	4,770	2,256	781	928	547	47.3%
菊川	7,014	2,894	1,206	1,153	535	41.3%
豊田	4,044	2,131	791	828	512	52.7%
豊浦	14,876	6,831	2,533	2,867	1,431	45.9%
豊北	6,913	4,058	1,432	1,692	934	58.7%
合計	238,154	87,771	33,798	35,699	18,274	36.9%

(人)

【地区別の高齢者数及び高齢化率】



4 下関市高齢者保健福祉推進会議

下関市高齢者保健福祉推進会議は、介護保険事業及び高齢者福祉に係る施策の総合的かつ計画的な推進に資するために必要な事項について、広く意見交換等を行います。

(協 議 事 項)

1. 介護保険事業計画
2. 高齢者福祉計画

(推進会議構成)

1. 学識経験者
2. サービス利用関係又は保健医療福祉関係の団体等の関係者
3. 下関市民であって、委員の公募に応じた者
4. その他市長が特に必要と認める者

【 下関市高齢者保健福祉推進会議委員名簿 】

(令和8年7月1日現在)

所 属 団 体 等 名 称	氏 名
公立大学法人 山口県立大学	洪 心 璐
一般社団法人 下関市医師会	綾 目 秀 夫
一般社団法人 下関市歯科医師会	相 澤 明 男
下関市民生児童委員協議会	木 内 浩 雅
下関市老人福祉施設協議会	河 田 和 恵
山口県老人保健施設協議会	穎 原 健
一般社団法人 全国介護事業者連盟 山口県支部	齊 藤 昌 昭
山口県看護協会 下関支部	小 泉 由 美
一般社団法人 下関市薬剤師会	小屋敷 淳 子
下関市社会福祉協議会	笹 井 達 也
下関市老人クラブ連合会	中 野 武 志
一般社団法人 山口県作業療法士会	岡 藤 農
一般社団法人 山口県理学療法士会	田 中 恩
下関市連合自治会	山 田 敏 男
下関市連合婦人会	中 原 菊 江
下関市人権擁護委員協議会	橋 本 修
一般社団法人 山口県社会福祉士会	辻 中 浩 司
山口県弁護士会 下関地区会	鈴 木 朋 絵
山口県司法書士会	磯 谷 拓 也
下関市ボランティア連絡協議会	波戸崎 みゆ子
山口県認知症を支える会連合会	河 野 明 子
下関市民代表 (公募委員)	佐 伯 美由紀
下関市民代表 (公募委員)	林 辰 美

(敬称略、順不同)

5 被 保 険 者

(1) 被保険者の種類

- ・第1号被保険者 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者
- ・第2号被保険者 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

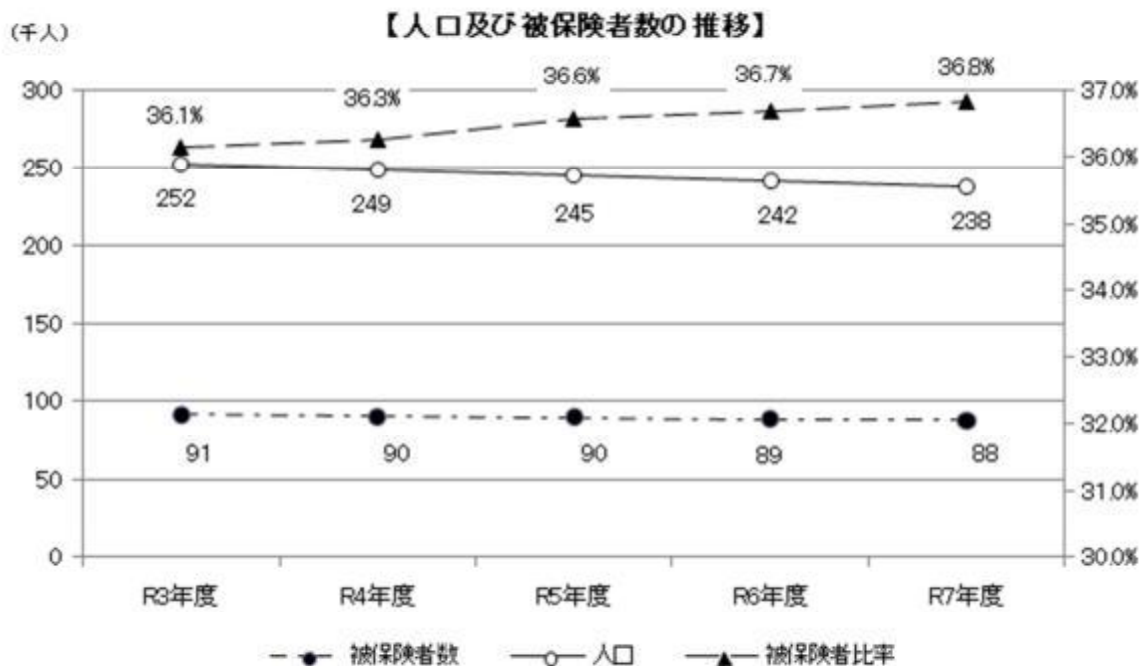
(2) 被保険者数（第1号）

(単位：人)

年度	被保険者計 (A)	65歳～74歳		75歳～84歳		85歳以上		市全体人口 (B)	被保険者 比 率 (A/B)
			構成比		構成比		構成比		
R3年度	91,213	42,011	46.1%	30,956	33.9%	18,246	20.0%	252,413	36.1%
R4年度	90,274	39,866	44.2%	32,073	35.5%	18,335	20.3%	249,012	36.3%
R5年度	89,693	37,890	42.2%	33,630	37.5%	18,173	20.3%	245,275	36.6%
R6年度	88,708	35,544	40.1%	35,159	39.6%	18,005	20.3%	241,776	36.7%
R7年度	87,707	33,648	38.4%	35,692	40.7%	18,367	20.9%	238,154	36.8%

注) 各年度末現在

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」
下関市「登録人口」



(3) 被保険者（第1号）の事由別異動状況

(単位：人)

年度	資 格 取 得						資 格 喪 失					
	計	転入	職権復活	65歳到達	適用外 非該当	その他	計	転出	職権喪失	死亡	適用外 非該当	その他
R3年度	3,757	279	0	3,393	10	75	4,082	347	1	3,645	8	81
R4年度	3,541	305	0	3,139	7	90	4,480	397	5	3,979	6	93
R5年度	3,735	353	0	3,300	7	75	4,316	405	1	3,825	3	82
R6年度	3,456	320	2	3,057	8	69	4,441	386	1	3,975	1	78
R7年度	3,277	258	0	2,940	12	67	4,278	386	3	3,806	3	80

注) 各年度間累計

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

(4) 所得段階別被保険者数 (第1号) (令和7年度末現在)

(単位:人)

所得段階	区 分	年度末現在 被保険者数	構成割合
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	14,926	17.0%
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の方	9,775	11.1%
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が120万円を超える方	8,719	9.9%
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	7,318	8.3%
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える方	10,358	11.8%
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	12,081	13.8%
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	13,068	14.9%
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	6,124	7.0%
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	2,243	2.6%
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1,054	1.2%
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	516	0.6%
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	319	0.4%
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	188	0.2%
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	164	0.2%
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	136	0.2%
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	718	0.8%
合 計		87,707	100.0%

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

注) 令和6年度までは第1及び第4所得段階については、所得基準の一部として「前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下」となっていたものが、令和7年度は「80.9万円以下」、令和8年度は「82.65万円以下」に変更となりました。それに伴い、第2及び第5所得段階にも影響が生じます。

(令和6年に支給される老齢基礎年金(満額)が80.9万円、令和7年に支給される老齢基礎年金(満額)が82万6,464円となったため見直しが行われたものです。)

6 要 介 護 認 定

(1) 介護保険制度における要介護認定のしくみ

① 要介護認定とは

- ・介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。
- ・この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、保険者（下関市）に設置される介護認定審査会で判定されます。
- ・要介護認定の基準については、全国一律に客観的に定められています。

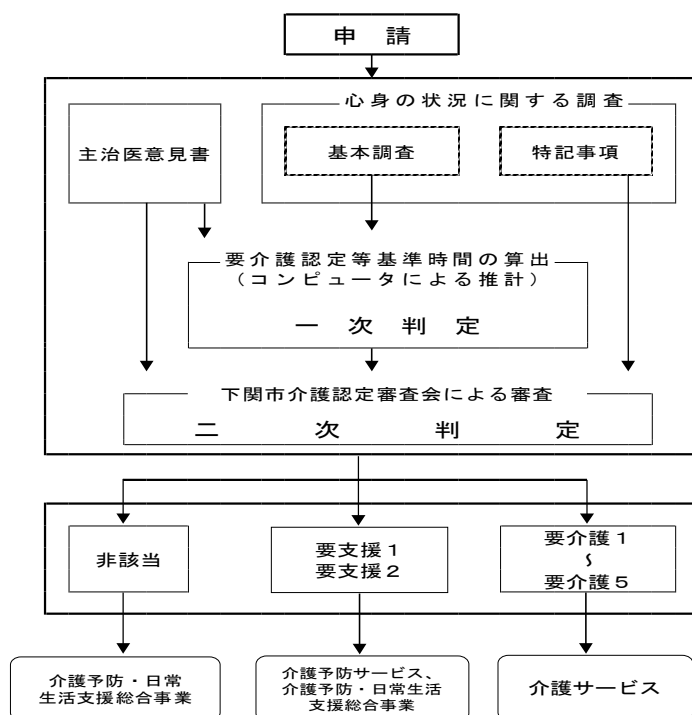
② 要介護認定の対象となる方

- ・65歳以上（第1号被保険者）で日常生活に介護や支援が必要となった場合
- ・40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）で老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となった場合

③ 認定調査と審査

- ・調査員が家庭などを訪問して、心身の状況などについて本人の動作確認や家族等からの聞き取りを行います。また、市から主治医に依頼して意見書を作成してもらいます。
- ・介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者より構成され、原則として、高齢者の心身の状況調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定の結果（一次判定）と主治医の意見書等に基づき、審査判定（二次判定）を行います。

【要介護認定の流れ】



（２）要介護認定等基準

要介護認定は、「介護の手間」の多寡により要介護度を判定するものです。要介護認定等基準時間は、その人の「能力」、「介助の方法」、「（障害や現象の）有無」から統計データに基づき推計された介護に要する時間（介護の手間）を「分」という単位で表示したものです。この時間に基づいて一次判定の要介護度が決定されます。

要介護認定等基準時間は、日常生活における８つの生活場面ごとの行為（「食事」、「排泄」、「移動」、「清潔保持」、「間接生活介助」、「BPSD 関連行為」、「機能訓練関連行為」、「医療関連行為」）の区分毎の時間と「認知症加算」の時間の合計となっています。各区分の時間は、樹形モデルに基づいて算出されます。

【行為区分毎の時間が表す行為】

直接生活介助 ^{※1}	入浴、排泄、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
BPSD ^{※2} 関連行為	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助等

※1：直接生活介助については、食事、排泄、移動、清潔保持にわけて推計されます。

※2：BPSDとは、認知症に伴う行動・心理症状を意味します。

【要介護認定等基準】

区 分	要介護認定等基準
要支援 1	要介護認定等基準時間が 25分以上32分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要支援 2	要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態 の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が 32分以上50分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護 1	要介護認定等基準時間が 32分以上50分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態 (要支援 2 に該当する状態を除く。)
要介護 2	要介護認定等基準時間が 50分以上70分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護 3	要介護認定等基準時間が 70分以上90分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護 4	要介護認定等基準時間が 90分以上110分未満 である状態 又はこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が 110分以上 である状態 又はこれに相当すると認められる状態

(3) 下関市介護認定審査会

介護認定審査会は、介護保険法第14条の規定に基づき市の附属機関として設置され、要介護・要支援認定を受けようとする被保険者について、原則として、「一次判定結果」、「特記事項」及び「主治医意見書」に基づき、介護認定審査会運営要綱に規定される要支援認定基準又は要介護認定基準に照らし、介護保険法第27条から第35条まで及び第37条の規定によりその権限に属するとされている要介護及び要支援の審査・判定等に関する事務を公正かつ客観的に行います。

下関市介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する160人の学識経験者による32合議体で構成されています。

【下関市介護認定審査会（合議体別）委員内訳】

(令和8年7月1日現在／単位：人)

合議体名	医療分野			保健分野				福祉分野			計
	医師	歯科医師	薬剤師	保健師 助産師 看護師	理学療法士	作業療法士	その他 保健関係	介護福祉士	社会福祉士	その他 福祉関係	
本庁第1	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0	5
本庁第2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	5
本庁第3	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	5
本庁第4	1	0	0	1	1	0	0	2	0	0	5
本庁第5	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	5
本庁第6	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	5
本庁第7	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	5
本庁第8	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	5
彦島第1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	5
彦島第2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	5
彦島第3	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	5
彦島第4	1	1	0	2	0	0	0	1	0	0	5
長府第1	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0	5
長府第2	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	5
長府第3	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	5
長府第4	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	5
勝山第1	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	5
勝山第2	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	5
勝山第3	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	5
勝山第4	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
川中第1	1	0	1	2	0	0	0	1	0	0	5
川中第2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	2	5
川中第3	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	5
川中第4	1	1	0	0	1	0	0	2	0	0	5
安岡第1	1	0	1	0	0	0	0	2	1	0	5
安岡第2	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	5
安岡第3	1	0	0	1	0	0	0	2	1	0	5
安岡第4	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	5
菊 川	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	5
豊 田	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	5
豊 浦	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	5
豊 北	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	5
計	32	10	13	29	11	11	2	28	8	16	160

(4) 要介護認定の実施状況

①申請受付数

(単位：人)

年度	合 計	新 規	更 新	変 更
R3年度	15,073	4,014	8,396	2,663
R4年度	16,406	4,348	9,133	2,925
R5年度	13,998	4,617	6,308	3,073
R6年度	13,877	4,712	5,791	3,374
R7年度	14,836	4,825	6,849	3,162

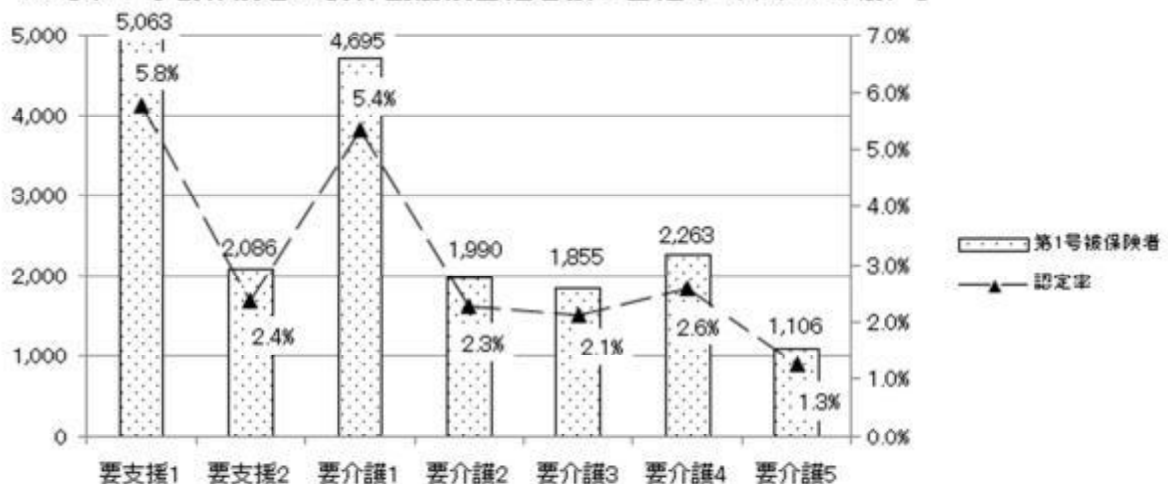
②年度別認定状況

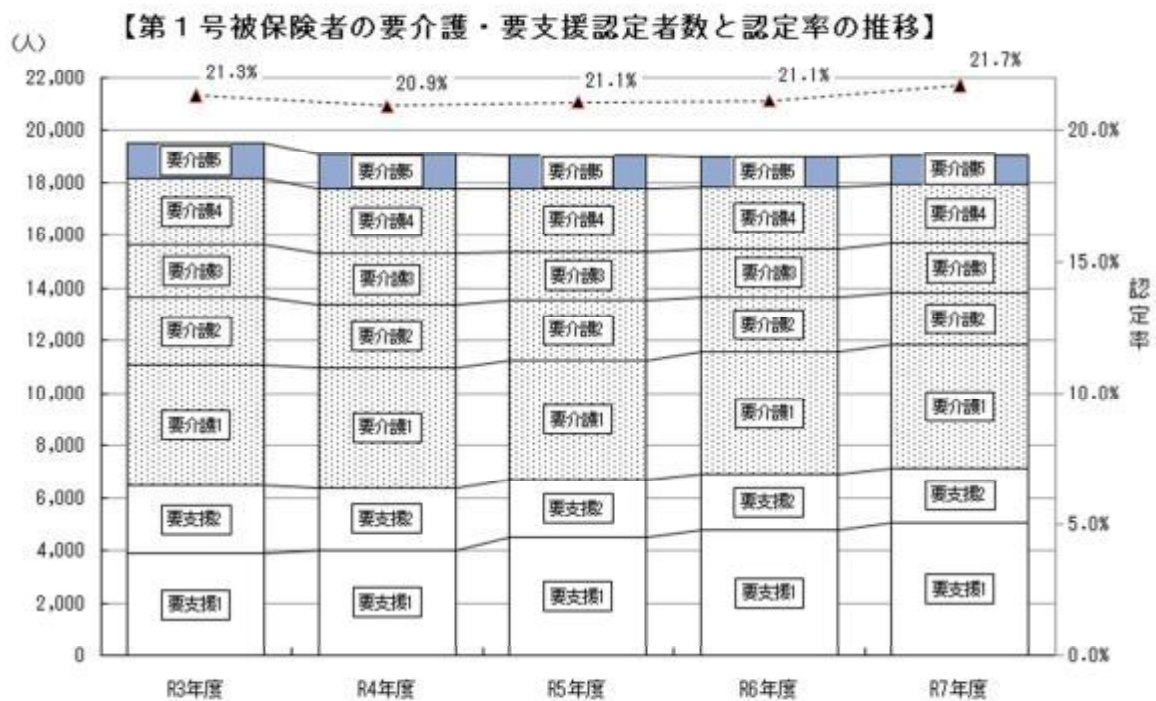
(単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R3年度	第1号被保険者	3,911	2,564	4,611	2,561	2,002	2,531	1,351	19,531
	65歳以上74歳	435	303	445	251	202	208	122	1,966
	75歳以上84歳	1,582	863	1,589	706	493	620	316	6,169
	85歳以上	1,894	1,398	2,577	1,604	1,307	1,703	913	11,396
	第2号被保険者	28	47	65	40	35	45	24	284
	合 計	3,939	2,611	4,676	2,601	2,037	2,576	1,375	19,815
R4年度	第1号被保険者	4,045	2,353	4,569	2,424	1,918	2,445	1,349	19,103
	65歳以上74歳	444	267	416	221	189	206	131	1,874
	75歳以上84歳	1,614	792	1,544	660	489	614	311	6,024
	85歳以上	1,987	1,294	2,609	1,543	1,240	1,625	907	11,205
	第2号被保険者	35	41	66	34	34	46	33	289
	合 計	4,080	2,394	4,635	2,458	1,952	2,491	1,382	19,392
R5年度	第1号被保険者	4,495	2,208	4,570	2,301	1,816	2,408	1,231	19,029
	65歳以上74歳	434	221	395	203	159	205	123	1,740
	75歳以上84歳	1,840	769	1,519	615	495	591	327	6,156
	85歳以上	2,221	1,218	2,656	1,483	1,162	1,612	781	11,133
	第2号被保険者	55	42	59	38	30	49	34	307
	合 計	4,550	2,250	4,629	2,339	1,846	2,457	1,265	19,336
R6年度	第1号被保険者	4,771	2,168	4,625	2,110	1,819	2,343	1,123	18,959
	65歳以上74歳	413	201	355	160	163	192	104	1,588
	75歳以上84歳	1,969	785	1,586	632	511	602	287	6,372
	85歳以上	2,389	1,182	2,684	1,318	1,145	1,549	732	10,999
	第2号被保険者	43	42	62	37	35	43	30	292
	合 計	4,814	2,210	4,687	2,147	1,854	2,386	1,153	19,251
R7年度	第1号被保険者	5,063	2,086	4,695	1,990	1,855	2,263	1,106	19,058
	65歳以上74歳	396	193	333	149	165	147	92	1,475
	75歳以上84歳	2,116	726	1,542	611	524	607	309	6,435
	85歳以上	2,551	1,167	2,820	1,230	1,166	1,509	705	11,148
	第2号被保険者	39	36	70	37	30	34	29	275
	合 計	5,102	2,122	4,765	2,027	1,885	2,297	1,135	19,333

注) 各年度末現在 ※R7年度はR8年3月分月報値(暫定値)のため、数値が変更になる場合があります。
(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(ハ)【第1号被保険者の要介護度別認定者数と認定率(令和7年度)】





※上記の「認定率」は、「第1号被保険者数」に対する「第1号被保険者の要介護・要支援認定者数」の割合を算出したものです。

③地区別第1号被保険者認定状況（令和7年度末現在）

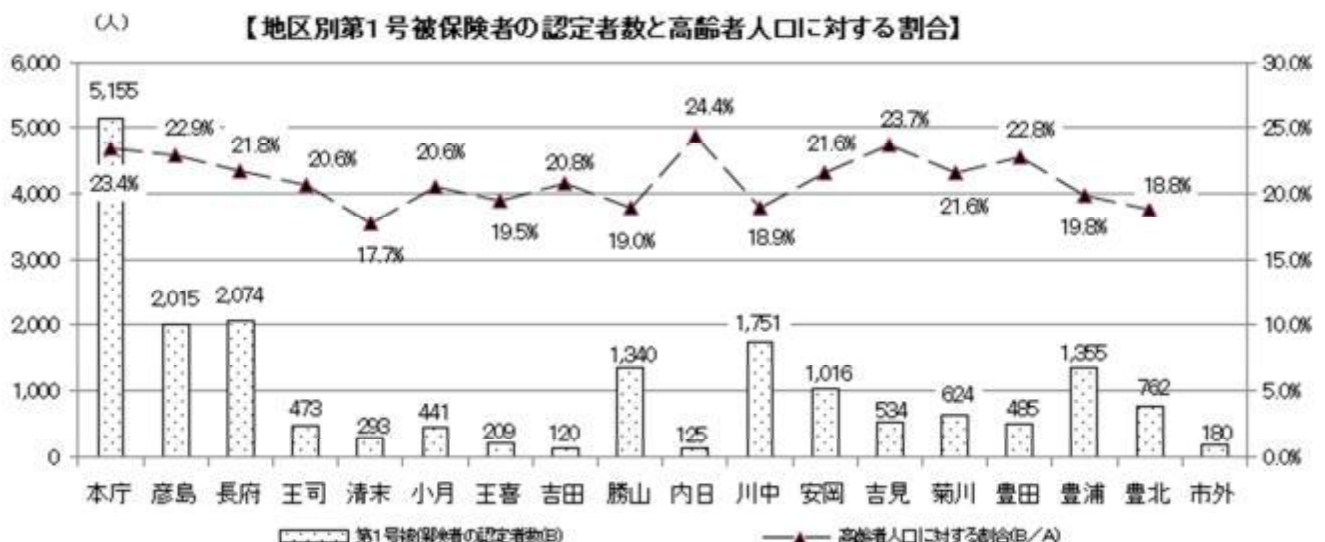
（単位：人）

地区名	本庁	彦島	長府	王司	清末	小月	王喜	吉田	勝山	内日
高齢者人口（A）	21,984	8,806	9,529	2,296	1,656	2,141	1,072	577	7,070	513
第1号被保険者の認定者数（B）	5,155	2,015	2,074	473	293	441	209	120	1,340	125
高齢者人口に対する割合（B/A）	23.4%	22.9%	21.8%	20.6%	17.7%	20.6%	19.5%	20.8%	19.0%	24.4%

地区名	川中	安岡	吉見	菊川	豊田	豊浦	豊北	市外	合計
高齢者人口（A）	9,263	4,694	2,256	2,894	2,131	6,831	4,058	—	87,771
第1号被保険者の認定者数（B）	1,751	1,016	534	624	485	1,355	762	180	18,952
高齢者人口に対する割合（B/A）	18.9%	21.6%	23.7%	21.6%	22.8%	19.8%	18.8%	—	21.6%

※令和8年3月末のデータを下関市が抽出したものであり、厚生労働省「介護保険事業状況報告」の数値とは異なります。

※『③地区別第1号被保険者認定状況（令和7年度末現在）』における「高齢者人口に対する割合」は、「地区別の高齢者人口」に対する「第1号被保険者の要介護・要支援認定者数」の割合を算出したものです。



7 保 険 給 付 費

(1) 介護保険サービス利用者の状況

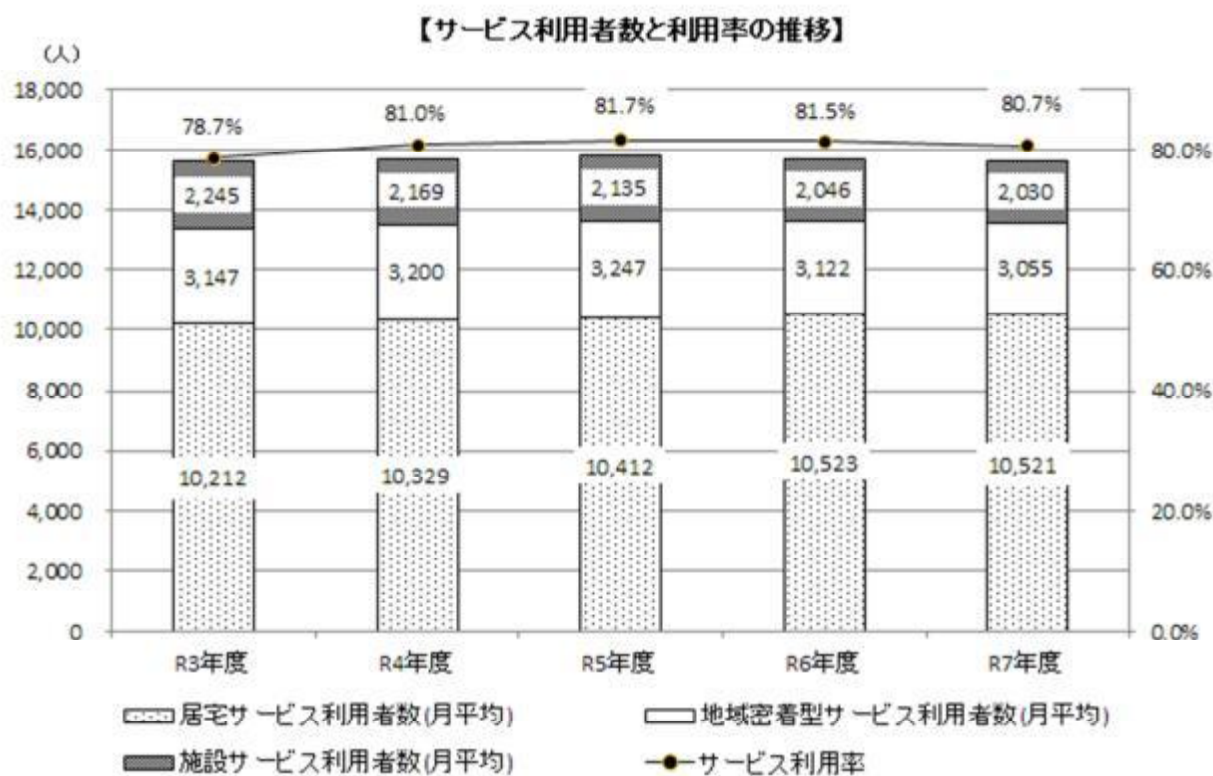
①介護サービス利用者の推移

(単位：人)

区分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
要介護・要支援認定者数(年度末現在)	19,815	19,392	19,336	19,251	19,333
居宅サービス利用者数(月平均)	10,212	10,329	10,412	10,523	10,521
地域密着型サービス利用者数(月平均)	3,147	3,200	3,247	3,122	3,055
施設サービス利用者数(月平均)	2,245	2,169	2,135	2,046	2,030
サービス利用率	78.7%	81.0%	81.7%	81.5%	80.7%

※居宅サービス利用者と地域密着型サービス利用者の人数は一部重複しています。

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」(各年度末現在及び年報)



②介護サービスの支給限度額に対する利用率

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
R3年度	25.9%	20.5%	39.8%	46.8%	46.9%	43.5%	38.7%	41.7%
R4年度	25.5%	19.9%	38.8%	46.0%	44.9%	43.8%	39.0%	40.9%
R5年度	25.7%	20.5%	40.5%	46.3%	46.0%	44.2%	41.6%	41.9%
R6年度	25.4%	20.6%	42.9%	47.0%	47.4%	44.6%	40.7%	42.8%
R7年度	25.8%	21.1%	44.3%	48.2%	48.9%	45.8%	41.2%	43.9%

(2) 居宅介護（介護予防）サービス費等の状況

①居宅サービス等受給者数（介護予防含む）

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
R3年度	13,575	14,946	40,989	24,491	14,082	10,210	4,250	122,543
月平均	1,131	1,246	3,416	2,041	1,174	851	354	10,212
R4年度	14,812	14,821	41,578	23,514	13,887	10,904	4,435	123,951
月平均	1,234	1,235	3,465	1,960	1,157	909	370	10,329
R5年度	16,555	14,877	42,289	23,038	13,033	10,736	4,413	124,941
月平均	1,380	1,240	3,524	1,920	1,086	895	368	10,412
R6年度	19,295	14,736	43,907	21,567	12,678	10,308	3,778	126,269
月平均	1,608	1,228	3,659	1,797	1,057	859	315	10,523
R7年度	21,515	14,500	44,020	19,765	12,629	10,278	3,549	126,256
月平均	1,793	1,208	3,668	1,647	1,052	857	296	10,521

（資料）下関市「介護保険事業状況報告」

②居宅介護サービス費等の額（介護予防含む）

（単位：件、円）

年度	件数	費用額	給付額	1件あたり 費用額	1件あたり 給付額
R3年度	345,105	11,894,684,536	10,735,404,550	34,467	31,108
R4年度	352,966	11,869,140,616	10,717,482,240	33,627	30,364
R5年度	357,229	11,976,027,900	10,814,828,113	33,525	30,274
R6年度	370,407	12,161,697,603	10,980,338,186	32,833	29,644
R7年度	375,406	12,276,268,541	11,078,731,684	32,701	29,511

(3) 地域密着型（介護予防）サービス費の状況

①地域密着型サービス受給者数（介護予防含む）

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
R3年度	179	180	12,757	8,543	6,616	6,128	3,360	37,763
月平均	15	15	1,063	712	551	511	280	3,147
R4年度	204	234	13,324	8,259	6,580	6,429	3,370	38,400
月平均	17	20	1,110	688	548	536	281	3,200
R5年度	200	173	13,736	8,852	6,180	6,672	3,150	38,963
月平均	17	14	1,145	738	515	556	263	3,247
R6年度	232	147	13,516	8,330	5,476	6,814	2,944	37,459
月平均	19	12	1,126	694	456	568	245	3,122
R7年度	286	174	13,772	7,488	5,354	6,546	3,039	36,659
月平均	24	15	1,148	624	446	546	253	3,055

（資料）下関市「介護保険事業状況報告」

②地域密着型サービス費の額（介護予防含む）

（単位：件、円）

年度	件数	費用額	給付額	1件あたり 費用額	1件あたり 給付額
R3年度	41,364	6,956,252,237	6,202,331,374	168,172	149,945
R4年度	41,749	6,984,142,321	6,230,944,316	167,289	149,248
R5年度	42,739	7,147,222,928	6,383,073,511	167,230	149,350
R6年度	41,337	7,160,077,015	6,396,545,990	173,212	154,741
R7年度	40,770	7,165,014,073	6,396,067,211	175,742	156,882

(4) 施設サービス費の状況

①施設サービス受給者数

(単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
R3年度	0	0	2,059	2,070	5,196	10,954	6,666	26,945
月平均	0	0	172	173	433	913	556	2,245
R4年度	0	0	1,944	1,873	4,811	10,847	6,550	26,025
月平均	0	0	162	156	401	904	546	2,169
R5年度	0	0	1,835	1,627	4,801	10,842	6,510	25,615
月平均	0	0	153	136	400	904	543	2,135
R6年度	0	0	1,785	1,424	4,707	10,536	6,095	24,547
月平均	0	0	149	119	392	878	508	2,046
R7年度	0	0	2,090	1,234	4,982	10,444	5,606	24,356
月平均	0	0	174	103	415	870	467	2,030

(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

②施設サービス費の額

(単位：件、円)

年度	件数	費用額	給付額	1件あたり 費用額	1件あたり 給付額
R3年度	27,167	8,423,485,591	7,532,262,020	310,063	277,258
R4年度	26,451	8,227,620,325	7,361,234,554	311,051	278,297
R5年度	26,037	8,197,348,378	7,333,018,550	314,835	281,638
R6年度	24,955	8,096,116,939	7,242,743,334	324,429	290,232
R7年度	24,681	8,009,301,290	7,167,397,309	324,513	290,401

(5) 高額介護（介護予防）サービス費の状況

(単位：件、円)

年度	件数	給付額			1件あたり 給付額
		現物	償還	合計	
R3年度	57,075	54,042,846	623,777,127	677,819,973	11,876
R4年度	53,719	53,201,683	580,827,450	634,029,133	11,803
R5年度	53,213	52,764,007	580,215,451	632,979,458	11,895
R6年度	53,953	52,681,904	600,739,097	653,421,001	12,111
R7年度	52,851	57,872,059	586,093,408	643,965,467	12,185

(6) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の状況

(単位：件、円)

年度	件数	給付額	1件あたり 給付額
R3年度	3,313	91,627,687	27,657
R4年度	3,225	85,519,944	26,518
R5年度	3,236	84,515,597	26,117
R6年度	3,295	86,955,955	26,390
R7年度	3,236	92,612,742	28,620

(7) 特定入所者介護（介護予防）サービス費の状況

(単位：件、円)

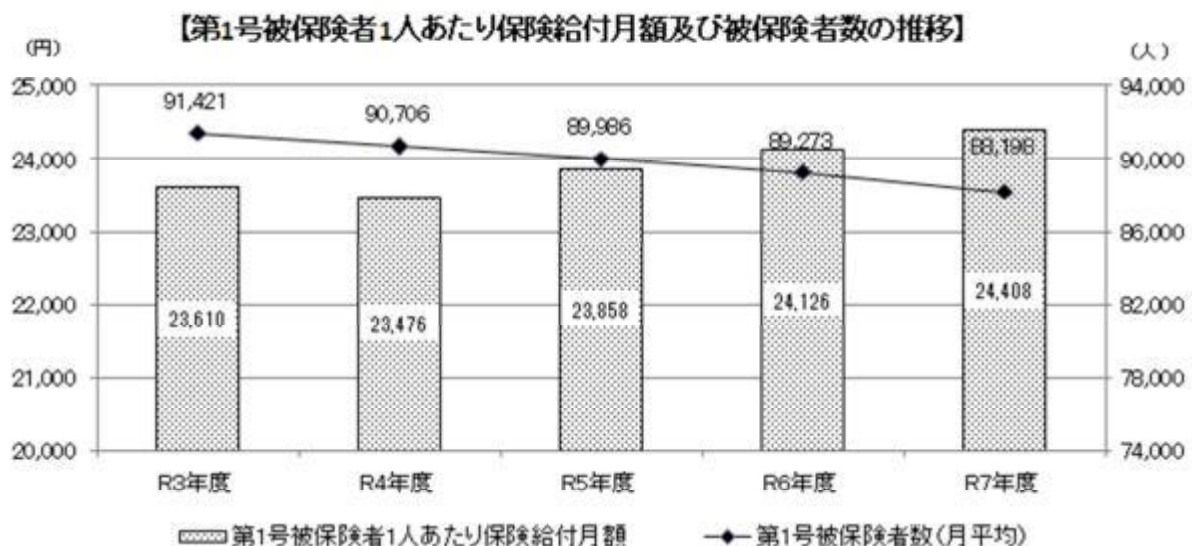
年度	区分	件数	給付額	1件あたり 給付額
R3年度	食費	22,297	385,010,452	17,267
	居住費	22,070	276,771,733	12,541
	計	44,367	661,782,185	14,916
R4年度	食費	20,302	267,581,090	13,180
	居住費	20,249	256,277,724	12,656
	計	40,551	523,858,814	12,919
R5年度	食費	19,988	260,761,411	13,046
	居住費	20,020	253,138,353	12,644
	計	40,008	513,899,764	12,845
R6年度	食費	19,195	240,644,423	12,537
	居住費	19,281	244,798,641	12,696
	計	38,476	485,443,064	12,617
R7年度	食費	18,047	221,407,628	12,268
	居住費	18,296	232,948,713	12,732
	計	36,343	454,356,341	12,502

(8) 保険給付費総額

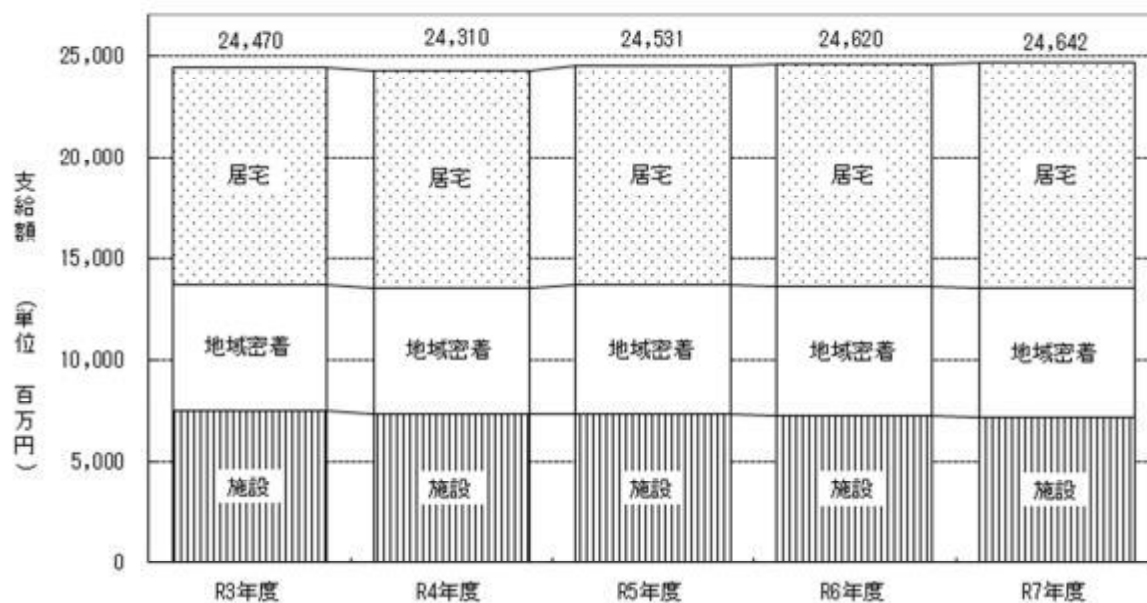
(単位：円)

年度	介護 サービス 等諸費	介護予防 サービス 等諸費	高額介護 サービス 等費	高額医療 合算介護 サービス 等費	特定入所 者介護 サービス 等費	合計	前年度 比較増△減	前年度 対比
R3年度	23,786,039,308	683,958,636	677,819,973	91,627,687	661,782,185	25,901,227,789	—	—
R4年度	23,614,840,915	694,820,195	634,029,133	85,519,944	523,858,814	25,553,069,001	△ 348,158,788	98.7%
R5年度	23,785,057,263	745,862,911	632,979,458	84,515,597	513,899,764	25,762,314,993	209,245,992	100.8%
R6年度	23,818,490,489	801,137,021	653,421,001	86,955,955	485,443,064	25,845,447,530	83,132,537	100.3%
R7年度	23,787,265,815	854,930,389	643,965,467	92,612,742	454,356,341	25,833,130,754	△ 12,316,776	100.0%

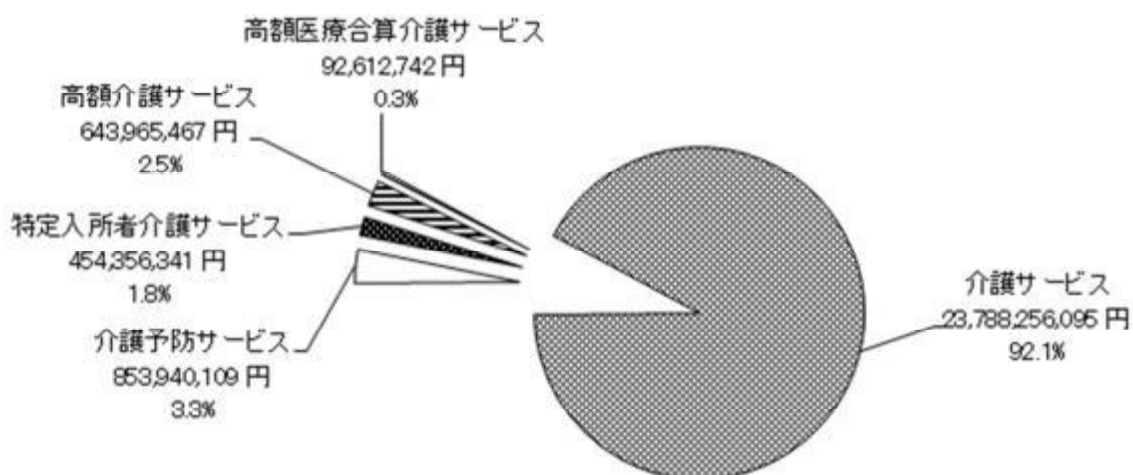
※審査支払手数料を除く。各サービス費の内訳は「11 保険財政」の数値を掲載。



○「介護サービス等諸費＋介護予防サービス等諸費」の区分別推移

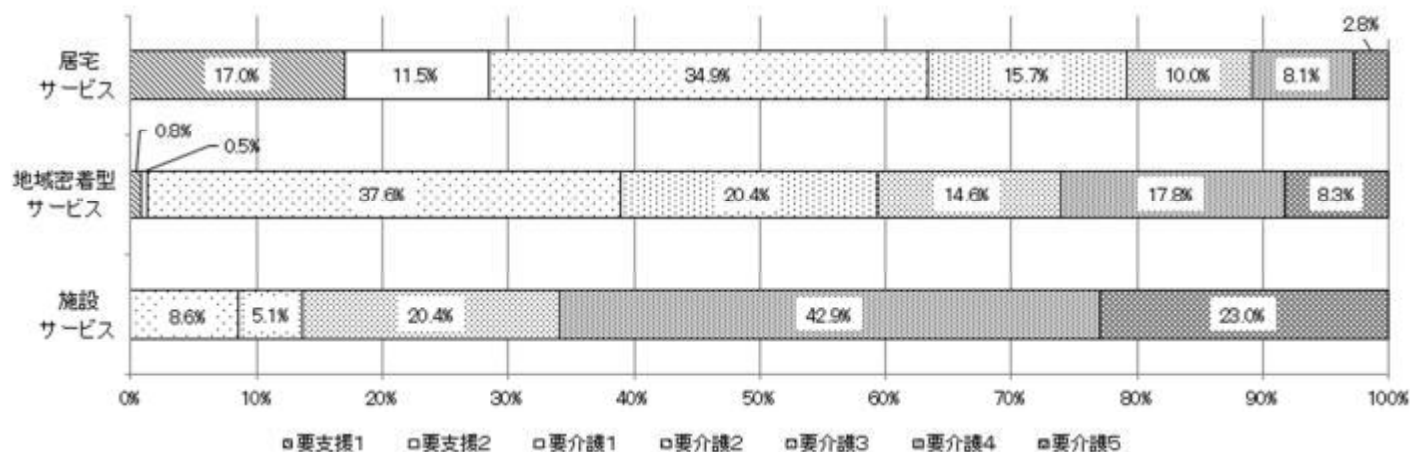


○保険給付費のサービス別構成（令和7年度）



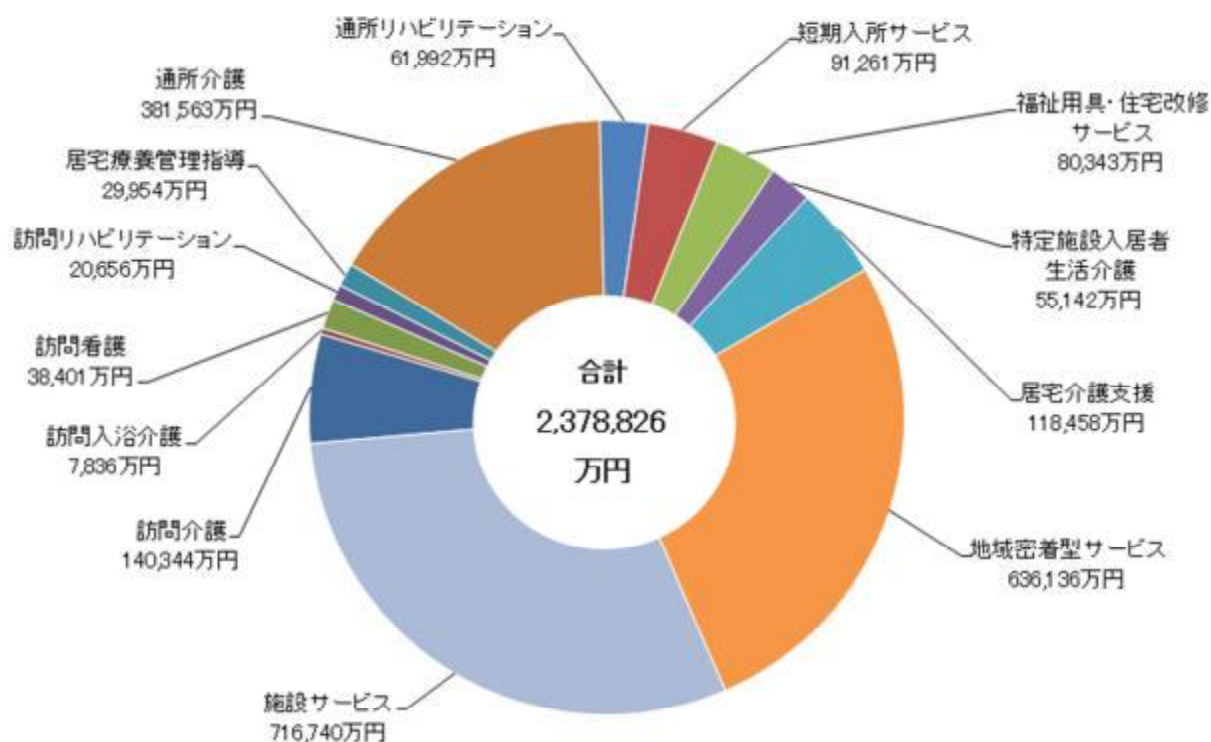
※月途中で介護度の変更が生じた場合、月末の介護度でサービス費が整理されるため、
介護サービス及び介護予防サービスの数値は「11 保険財政」の数値と若干異なります。
(資料) 下関市「介護保険事業状況報告」

○「介護サービス等諸費＋介護予防サービス等諸費」の要介護度別利用内訳（令和7年度）

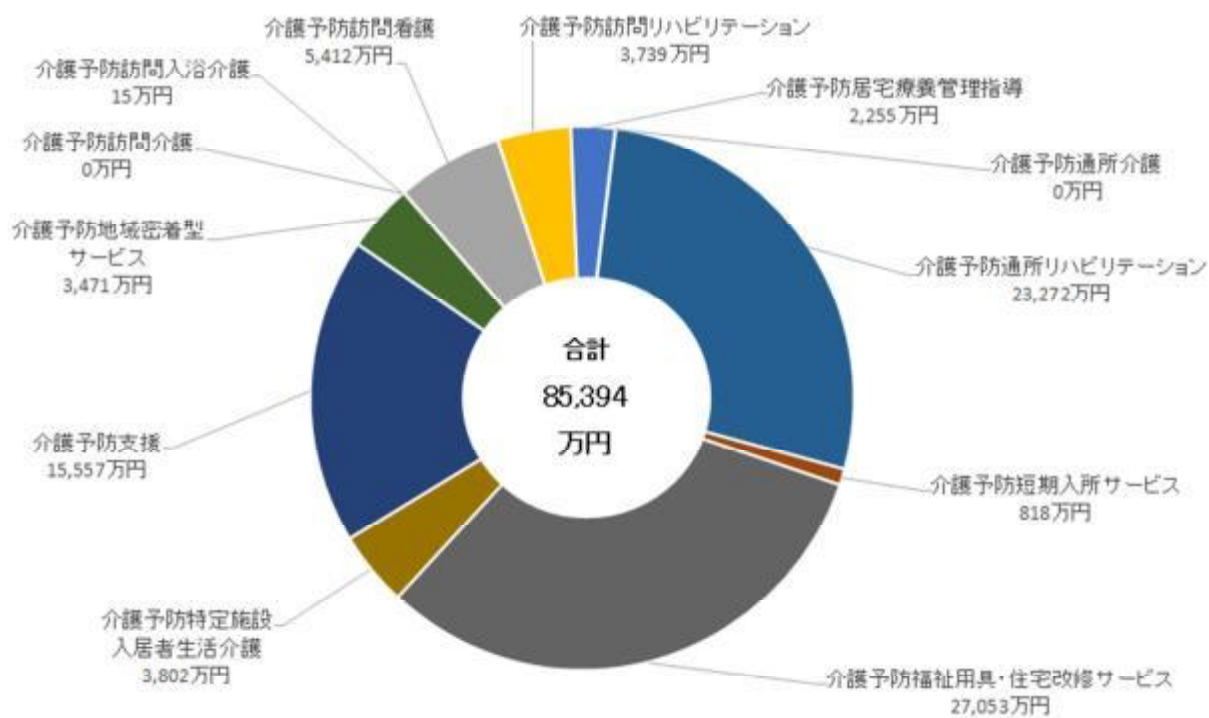


○「介護サービス等諸費＋介護予防サービス等諸費」のサービス別給付額（令和7年度）

【介護給付】



【介護予防給付】



※月途中で介護度の変更が生じた場合、月末の介護度でサービス費が整理されるため、介護給付及び介護予防給付の数値は「11 保険財政」の数値と若干異なります。

（資料）下関市「介護保険事業状況報告」

8 地域支援事業

(1) 地域支援事業の概要

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を実施しました。

(2) 事業実績（令和7年度）

（単位：円）

事業名	事業費	摘要
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	1,165,711,870	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	1,122,160,844	
ア 介護予防・生活支援サービス事業	986,561,731	訪問型サービス延利用件数 94,505件 通所型サービス延利用件数 173,807件
イ 介護予防ケアマネジメント事業	135,599,113	介護予防ケアマネジメント件数 29,509件
(2) 一般介護予防事業	36,539,537	
ア 介護予防把握事業	3,624,204	
イ 介護予防普及啓発事業	32,366,213	講演会・研修会等参加延人数 13,886人
ウ 一般介護予防事業評価	0	
エ 地域リハビリテーション活動支援	549,120	
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料	7,011,489	
2. 包括的支援事業及び任意事業	107,909,070	
(1) 任意事業	69,785,168	
ア 介護給付等費用適正化事業	12,581,373	訪問・検証・検討等 1,357件 給付費返還額 54件 3,321,589円
イ 家族介護支援事業	525,874	徘徊模擬訓練活動費補助 1件 見守り支援機器購入費等補助 2件
ウ その他事業	56,677,921	配食サービス総配食数 115,379食 高齢者住宅等安心確保 (シルバーハウジング29戸、高齢者住宅6戸) 成年後見制度利用支援 8件 (市長申立て件数) 福祉用具・住宅改修支援 18件
(2) 包括的支援事業(社会保障充実分)	38,123,902	
ア 在宅医療・介護連携推進事業	14,648,351	医療・介護関係者の研修3回 参加人数246人
イ 認知症総合支援事業	8,987,741	認知症初期集中支援チーム対応件数 5件 認知症カフェ運営費補助 1件
ウ 地域ケア会議推進事業	14,487,810	地域ケア推進会議 1回
合 計	1,273,620,940	

(3) 地域包括支援センター（12か所・委託）の状況

(令和8年6月末現在)

名称 【運営法人】	所在地	担当区域	対象人口 (高齢者人口)
下関市本庁東部地域包括支援センター 【社会福祉法人 夢の会】	〒750-0036 下関市あるかぼーと1番33号 電話250-6581 / F A X 250-6582	下表①	人 19,871 (7,773)
下関市本庁西部地域包括支援センター 【医療法人 茜会】	〒750-0061 下関市上新地町三丁目5番5号 電話250-8521 / F A X 250-8561	下表②	人 19,157 (8,200)
下関市本庁北部地域包括支援センター 【医療法人社団 青寿会】	〒751-0833 下関市武久町二丁目2番13号 電話255-1111 / F A X 255-7717	下表③	人 17,903 (5,963)
下関市彦島地域包括支援センター 【社会福祉法人 松美会】	〒750-0075 下関市彦島江の浦町一丁目5番2号 電話266-6516 / F A X 227-3112	彦島支所管内	人 21,595 (8,763)
下関市長府地域包括支援センター 【社会福祉法人 朋愛会】	〒752-0933 下関市長府松小田本町1番26号 電話227-3151 / F A X 248-3900	長府支所管内	人 26,262 (9,499)
下関市東部地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】	〒752-0916 下関市王司上町一丁目2番20号 電話249-2015 / F A X 248-2830	王司・清末・小月・ 王喜・吉田支所管内	人 24,431 (7,718)
下関市川中地域包括支援センター 【一般社団法人 下関市医師会】	〒751-0853 下関市川中豊町三丁目3番5号 電話252-6223 / F A X 252-2195	川中支所管内	人 31,349 (9,269)
下関市安岡・吉見地域包括支援センター 【社会福祉法人 松涛会】	〒759-6613 下関市富任町一丁目4番1-3号 電話249-5015 / F A X 249-6015	安岡・吉見支所管内	人 19,036 (6,961)
下関市勝山・内日地域包括支援センター 【社会福祉法人 暁会】	〒751-0885 下関市形山みどり町14番地の16 電話227-2700 / F A X 227-2701	勝山・内日支所管内	人 25,474 (7,595)
下関市菊川・豊田地域包括支援センター 【社会福祉法人 菊水会】	〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝172番地の2 電話287-2870 / F A X 287-2873	菊川・豊田総合支所 管内	人 10,987 (4,991)
下関市豊浦地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】	〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1 下関市役所豊浦総合支所内 電話775-2941 / F A X 775-2942	豊浦総合支所管内	人 14,823 (6,829)
下関市豊北地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】	〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1 下関市役所豊北総合支所内 電話782-1904 / F A X 782-1909	豊北総合支所管内	人 6,855 (4,024)

(下表)

センター	担当区域
① 本庁東部	みもすそ川町、壇之浦町、本町、阿弥陀寺町、中之町、唐戸町、赤間町、宮田町、幸町、貴船町、椋野町、山の口町、上田中町、名池町、田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西入江町、細江町、豊前田町、細江新町、丸山町、石神町、椋野上町、藤ヶ谷町、あるかぼーと、新椋野、御新町、大字椋野、大字藤ヶ谷
② 本庁西部	春日町、関西町、関西本町、長崎本町、長崎新町、長崎中央町、笹山町、上条町、長崎町1、桜山町、神田町、東神田町、西神田町、山手町、中央町、元町、向山町、東向山町、栄町、向洋町、羽山町、後田町、汐入町、金比羅町、大坪本町、藤附町、大坪町、筋川町、西大坪町、南大坪町、筋ヶ浜町、上新地町、新地西町、新地町、今浦町、伊崎町、長門町、竹崎町、大和町、東大和町
③ 本庁北部	幡生町、幡生本町、幡生宮の下町、幡生新町、生野町、宝町、三河町、大学町、山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町、山の田西町、武久町、武久西原台

(4) 下関市地域包括支援センター運営協議会

下関市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの機能を公平・中立に維持し、効率的に運営するために、地域の関係者全体で協議する場として設置されています。

【下関市地域包括支援センター運営協議会委員名簿】

(令和8年7月1日現在)

所 属 団 体 等 名 称	氏 名
山口県老人保健施設協議会	村田 和彦
下関市老人福祉施設協議会	山田 哲也
一般社団法人 下関市医師会	松永 尚治
一般社団法人 下関市歯科医師会	山口 仁史
一般社団法人 下関市薬剤師会	中村 光宏
社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	早川 弘之
下関市介護支援専門員協会	津田 桂揮
下関市連合自治会	村上 豊実
下関市老人クラブ連合会	中野 武志
下関市民生児童委員協議会	木内 浩雅
下関市介護保険被保険者	鬼頭 薫
公立大学法人 山口県立大学	長谷川 真司
公益社団法人 山口県看護協会	関野 尚子
一般社団法人 山口県社会福祉士会	成清 幸子
下関市高齢者保健福祉推進会議	佐伯 美由紀
下関市高齢者保健福祉推進会議	林 辰美

(敬称略、順不同)

※同協議会は「下関市地域密着型サービス運営委員会」と統一的に設置されており、委員は共通。

9 保 健 福 祉 事 業

(1) 保健福祉事業の概要

保健福祉事業は、被保険者全体を対象に第1号保険料を財源とし、市町村が独自に実施する事業です。内容は介護保険法に定められており、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業とされています。

(2) 事業実績（令和7年度）

（単位：円）

事業名	事業費	摘 要
1. 保健福祉事業	34,132,837	
(1) 保健福祉事業	34,132,837	
ア 保健福祉事業	34,132,837	いきいき百歳体操教室立ち上げ支援 2会場 家族介護者教室 6回 緊急通報システム設置台数 521台 外出支援サービス総利用回数 320回 日常生活用具給付実績 3件 生活支援短期宿泊サービス延利用日数 11日 介護用品等支給利用実人数 140人 高齢者補聴器購入費助成金交付実績 104件 介護現場の生産性向上セミナー 32人 小中高校生への出前講座 6回 介護職員意見交換研修会 48人 外国人介護人材確保支援事業補助金 24人 介護職員等就労定着支援金 31人 介護サービス事業所人材確保支援事業 5事業所
合 計	34,132,837	

10 保 険 料

(1) 保険料の状況

介護保険料は、介護保険法第117条に基づいて財政の均衡を保つため、3年を一期とする下関市が定める介護保険事業計画により決定しています。

①被保険者（第1号）の保険料

□第9期（令和6～8年度）

（単位：円）

所得段階	区 分	率	保険料	
			月額	年額
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	0.285 ※	1,567.5	18,810
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.385 ※	2,117.5	25,410
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が120万円を超える方	0.685 ※	3,767.5	45,210
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	0.9	4,950	59,400
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える方	1.0	5,500	66,000
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,600	79,200
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	7,150	85,800
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,250	99,000
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	9,350	112,200
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.8	9,900	118,800
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.9	10,450	125,400
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.0	11,000	132,000
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.1	11,550	138,600
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.2	12,100	145,200
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	2.3	12,650	151,800
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	2.4	13,200	158,400

注）令和6年度までは第1及び第4所得段階については、所得基準の一部として「前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下」となっていたものが、令和7年度は「80.9万円以下」、令和8年度は「82.65万円以下」に変更となりました。それに伴い、第2及び第5所得段階にも影響が生じます。（令和6年に支給される老齢基礎年金（満額）が80.9万円、令和7年に支給される老齢基礎年金（満額）が82万6,464円となったため見直しが行われたものです。）

※公費投入による低所得者の保険料軽減制度が、令和6年度から令和8年度においても継続されました。

	軽減前		軽減後
第1段階	0.455	→	0.285
第2段階	0.585	→	0.385
第3段階	0.69	→	0.685

②保険料の基準額（月額）の推移

（単位：円）

区分	第1期 (平成12～14年度)	第2期 (平成15～17年度)	第3期 (平成18～20年度)	第4期 (平成21～23年度)	第5期 (平成24～26年度)	第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～2年度)	第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014	6,225
山口県	2,967	3,617	4,088	3,996	4,978	5,331	5,502	5,446	5,568
下関市	3,200	3,980	4,200	4,200	5,300	5,300	5,500	5,500	5,500

※第2期の基準額は市町合併前の金額。合併後の平成17年度の基準額は3,880円。

(2) 保険料収納状況の年度別比較

(単位：件、円)

区 分		調 定		収 納		未 納		還付未済		収納率 ※
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
特別徴収	R3年度	499,635	4,998,429,111	499,635	4,998,429,111	0	0	1,388	8,810,454	100.00%
	R4年度	496,562	4,957,138,005	496,562	4,957,138,005	0	0	1,383	8,647,125	100.00%
	R5年度	492,158	4,913,078,450	492,158	4,913,078,450	0	0	1,357	8,465,775	100.00%
	R6年度	489,580	4,932,157,222	489,580	4,932,157,222	0	0	1,715	9,607,868	100.00%
	R7年度	485,565	4,972,348,354	485,565	4,972,348,354	0	0	1,536	8,670,126	100.00%
現年普徴	R3年度	74,462	422,227,010	68,660	391,013,481	6,168	31,213,529	222	839,349	92.61%
	R4年度	73,434	414,687,406	68,361	387,983,753	5,073	26,703,653	186	647,100	93.56%
	R5年度	71,293	425,369,825	67,008	400,285,950	4,802	25,083,875	247	1,008,800	94.10%
	R6年度	68,058	423,094,387	64,587	402,438,780	3,838	20,655,607	222	742,599	95.12%
	R7年度	66,186	418,748,752	64,413	400,887,487	3,431	17,861,265	221	903,596	95.73%
現年合計	R3年度	574,097	5,420,656,121	568,295	5,389,442,592	6,168	31,213,529	1,610	9,649,803	99.42%
	R4年度	569,996	5,371,825,411	564,923	5,345,121,758	5,073	26,703,653	1,569	9,294,225	99.50%
	R5年度	563,451	5,338,448,275	559,166	5,313,364,400	4,802	25,083,875	1,604	9,474,575	99.53%
	R6年度	557,638	5,355,251,609	554,167	5,334,596,002	3,838	20,655,607	1,937	10,350,467	99.61%
	R7年度	551,751	5,391,097,106	549,978	5,373,235,841	3,431	17,861,265	1,757	9,573,722	99.67%
滞繰普徴	R3年度	18,917	101,285,181	5,297	22,584,662	10,347	55,329,657	5	17,700	22.30%
	R4年度	16,489	86,375,786	4,773	19,139,094	8,924	46,992,649	3	11,800	22.16%
	R5年度	14,302	73,582,552	4,001	15,756,513	7,846	40,821,730	5	23,800	21.41%
	R6年度	12,618	65,846,205	3,755	15,827,052	6,659	35,178,017	6	29,800	24.04%
	R7年度	10,494	55,825,786	3,071	12,100,372	5,415	29,527,334	6	8,100	21.68%
総 合 計	R3年度	593,014	5,521,941,302	573,592	5,412,027,254	16,515	86,543,186	1,615	9,667,503	98.01%
	R4年度	586,485	5,458,201,197	569,696	5,364,260,852	13,997	73,696,302	1,572	9,306,025	98.28%
	R5年度	577,753	5,412,030,827	563,167	5,329,120,913	12,648	65,905,605	1,609	9,498,375	98.47%
	R6年度	570,256	5,421,097,814	557,922	5,350,423,054	10,497	55,833,624	1,943	10,380,267	98.70%
	R7年度	562,245	5,446,922,892	553,049	5,385,336,213	8,846	47,388,599	1,763	9,581,822	98.87%

※還付未済を除く

●現年合計に占める割合

(単位：件、円)

区 分		調 定		収 納	
		件 数	金 額	件 数	金 額
特別徴収	R3年度	499,635 (87.03%)	4,998,429,111 (92.21%)	499,635 (87.92%)	4,998,429,111 (92.74%)
	R4年度	496,562 (87.12%)	4,957,138,005 (92.28%)	496,562 (87.90%)	4,957,138,005 (92.74%)
	R5年度	492,158 (87.35%)	4,913,078,450 (92.03%)	492,158 (88.02%)	4,913,078,450 (92.47%)
	R6年度	489,580 (87.80%)	4,932,157,222 (92.10%)	489,580 (88.35%)	4,932,157,222 (92.46%)
	R7年度	485,565 (88.00%)	4,972,348,354 (92.23%)	485,565 (88.29%)	4,972,348,354 (92.54%)
普通徴収	R3年度	74,462 (12.97%)	422,227,010 (7.79%)	68,660 (12.08%)	391,013,481 (7.26%)
	R4年度	73,434 (12.88%)	414,687,406 (7.72%)	68,361 (12.10%)	387,983,753 (7.26%)
	R5年度	71,293 (12.65%)	425,369,825 (7.97%)	67,008 (11.98%)	400,285,950 (7.53%)
	R6年度	68,058 (12.20%)	423,094,387 (7.90%)	64,587 (11.65%)	402,438,780 (7.54%)
	R7年度	66,186 (12.00%)	418,748,752 (7.77%)	64,413 (11.71%)	400,887,487 (7.46%)

(3) 滞納繰越分普通徴収保険料に係る不納欠損一覧表

年度別不納欠損額一覧表

年 度	件 数 人 数 金 額	対前年度比
R3年度	4,709件	-
	552人	-
	23,370,862円	-
R4年度	4,191件	89.0%
	476人	86.2%
	20,244,043円	86.6%
R5年度	3,692件	88.1%
	425人	89.3%
	17,004,309円	84.0%
R6年度	3,390件	91.8%
	398人	93.6%
	14,841,136円	87.3%
R7年度	3,068件	90.5%
	416人	104.5%
	14,198,080円	95.7%

所得段階別不納欠損額一覧表(令和7年度)

所得段階	件 数 人 数 金 額	構成比
第1段階	1,494件	48.7%
	210人	50.5%
	3,066,524円	21.6%
第2段階	73件	2.4%
	12人	2.9%
	200,225円	1.4%
第3段階	199件	6.5%
	23人	5.5%
	926,965円	6.5%
第4段階	343件	11.2%
	38人	9.1%
	1,996,795円	14.1%
第5段階	28件	0.9%
	4人	1.0%
	189,800円	1.3%
第6段階	546件	17.8%
	71人	17.1%
	4,286,456円	30.2%
第7段階	263件	8.6%
	33人	7.9%
	2,197,898円	15.5%
第8段階	65件	2.1%
	14人	3.4%
	674,417円	4.8%
第9段階	31件	1.0%
	5人	1.2%
	258,350円	1.8%
第10段階	17件	0.5%
	4人	1.0%
	270,550円	1.9%
第11段階	5件	0.2%
	1人	0.2%
	56,000円	0.4%
第12段階	4件	0.1%
	1人	0.2%
	74,100円	0.5%
合 計	3,068件	100.0%
	416人	100.0%
	14,198,080円	100.0%

(4) 保険料未納状況 (所得段階別)

[令和7年度]

所得段階	現年度分普通徴収保険料		構成比
	件数	金額 (円)	
第1段階	1,570件	3,179,200円	17.8%
第2段階	71件	210,007円	1.2%
第3段階	47件	253,720円	1.4%
第4段階	546件	3,246,350円	18.2%
第5段階	15件	88,700円	0.5%
第6段階	420件	3,393,498円	19.0%
第7段階	406件	3,499,420円	19.6%
第8段階	211件	2,169,580円	12.1%
第9段階	37件	451,790円	2.5%
第10段階	52件	558,700円	3.1%
第11段階	6件	75,400円	0.4%
第12段階	23件	303,600円	1.7%
第13段階	3件	48,500円	0.3%
第14段階	1件	13,600円	0.1%
第15段階	0件	0円	0.0%
第16段階	23件	369,200円	2.1%
合 計	3,431件	17,861,265円	100.0%

所得段階	滞納繰越分普通徴収保険料		構成比
	件数	金額 (円)	
第1段階	1,941件	4,167,778円	14.1%
第2段階	159件	427,047円	1.5%
第3段階	291件	1,393,267円	4.7%
第4段階	877件	5,170,940円	17.5%
第5段階	121件	828,140円	2.8%
第6段階	1,074件	8,446,461円	28.6%
第7段階	621件	5,328,771円	18.1%
第8段階	230件	2,281,140円	7.7%
第9段階	52件	641,100円	2.2%
第10段階	31件	449,050円	1.5%
第11段階	12件	176,650円	0.6%
第12段階	0件	0円	0.0%
第13段階	0件	0円	0.0%
第14段階	1件	126,390円	0.4%
第15段階	0件	0円	0.0%
第16段階	5件	90,600円	0.3%
合 計	5,415件	29,527,334円	100.0%

(5) 差押実績

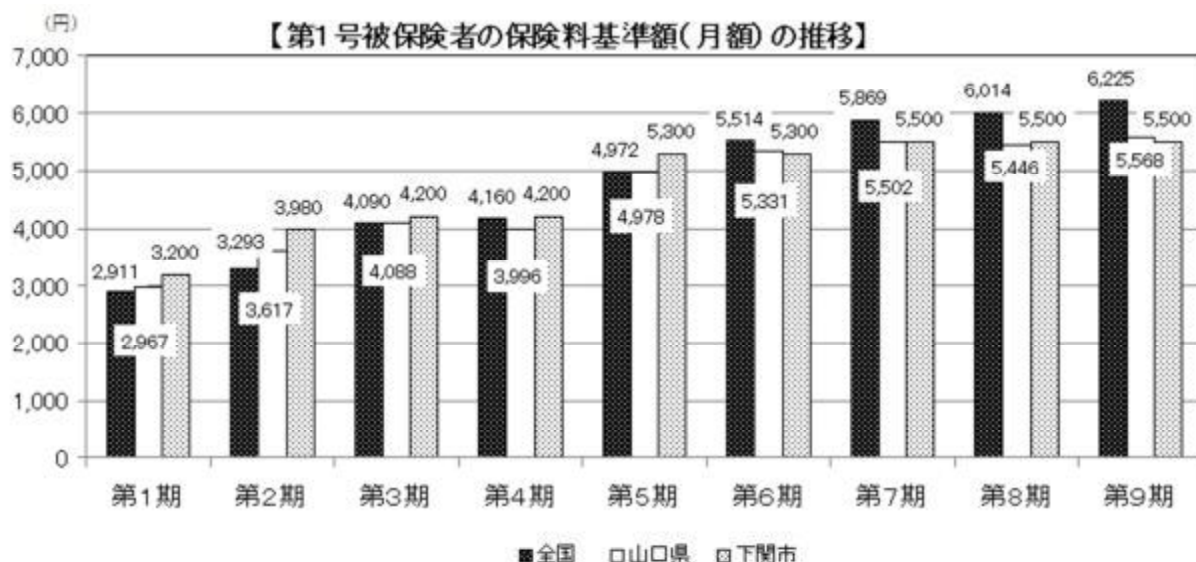
年度	件数(人数)	差押金額	(内訳)		
			保険料	督促手数料	延滞金
R3年度	36件 (27人)	1,389,352円	1,268,275円	16,400円	104,677円
R4年度	46件 (26人)	2,068,050円	1,908,017円	25,700円	134,333円
R5年度	36件 (22人)	1,198,860円	1,156,060円	16,000円	26,800円
R6年度	19件 (15人)	1,497,203円	1,459,131円	15,900円	22,172円
R7年度	0件 (0人)	0円	0円	0円	0円

(6) 減免及び徴収猶予・特別減免の状況

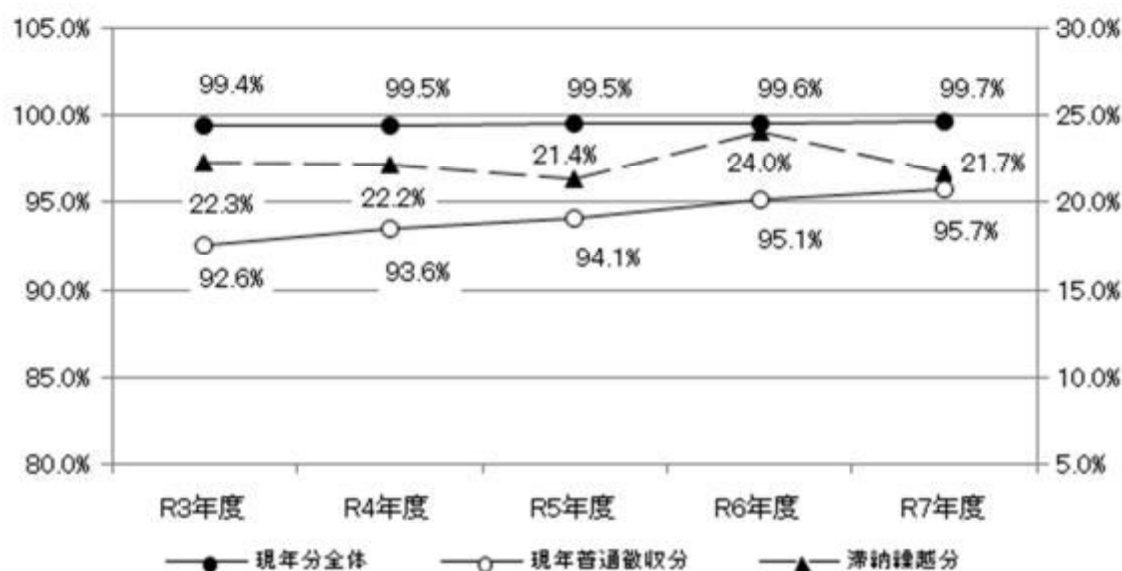
一般減免・特別減免

決定年度	減免及び猶予			特別減免			合計		
	申 請	承 認	減免額	申 請	承 認	減免額	申 請	承 認	減免額
R3年度	8件	8件	254,100円	4件	4件	23,100円	12件	12件	277,200円
R4年度	11件	9件	339,900円	5件	4件	23,100円	16件	13件	363,000円
R5年度	12件	12件	277,200円	4件	3件	19,800円	16件	15件	297,000円
R6年度	9件	8件	145,998円	4件	3件	19,800円	13件	11件	165,798円
R7年度	7件	7件	268,702円	3件	3件	12,650円	10件	10件	281,352円

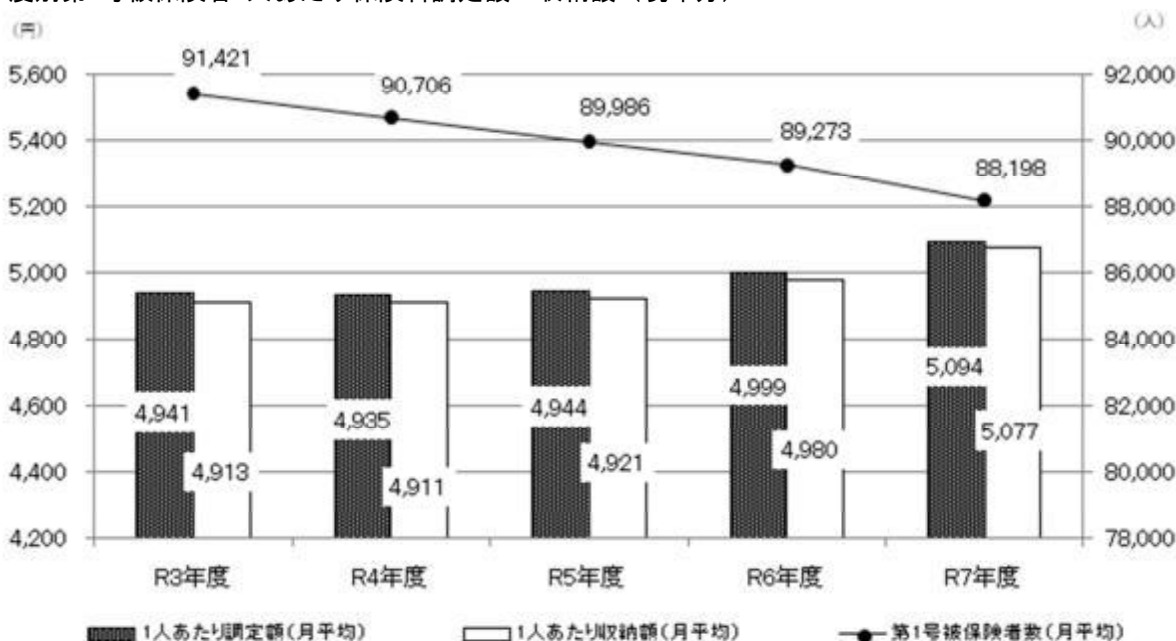
○保険料基準額の推移



○年度別保険料収納率(現年分・滞納繰越分)



○年度別第1号被保険者1人あたり保険料調定額・収納額(現年分)



1 1 保 險 財 政

(1) 年 度 別 決 算 状 況

【歳入】

(単位：円)

区 分		令和 5 年度		令和 6 年度			令和 7 年度		
款 項	目	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率	決算額	構成比	対前年度伸率
保険料		5,338,619,288	18.26%	5,360,803,321	18.43%	0.4%	5,394,918,035	18.77%	0.6%
	介護保険料	5,338,619,288	18.26%	5,360,803,321	18.43%	0.4%	5,394,918,035	18.77%	0.6%
	第1号被保険者保険料	5,338,619,288	18.26%	5,360,803,321	18.43%	0.4%	5,394,918,035	18.77%	0.6%
使用料及び手数料		701,880	0.00%	604,830	0.00%	△13.8%	542,310	0.00%	△10.3%
	手数料	701,880	0.00%	604,830	0.00%	△13.8%	542,310	0.00%	△10.3%
	総務手数料	1,800	0.00%	3,300	0.00%	83.3%	2,400	0.00%	△27.3%
	督促手数料	700,080	0.00%	601,530	0.00%	△14.1%	539,910	0.00%	△10.2%
国庫支出金		7,441,364,755	25.46%	7,465,633,650	25.67%	0.3%	7,244,606,508	25.20%	△3.0%
	国庫負担金	4,975,009,200	17.02%	4,985,519,450	17.14%	0.2%	4,984,765,187	17.34%	△0.0%
	介護給付費負担金	4,975,009,200	17.02%	4,985,519,450	17.14%	0.2%	4,984,765,187	17.34%	△0.0%
	国庫補助金	2,466,355,555	8.44%	2,480,114,200	8.53%	0.6%	2,259,841,321	7.86%	△8.9%
	総務費国庫補助金	5,300,000	0.02%	2,805,000	0.01%	△47.1%	5,170,000	0.02%	84.3%
	調整交付金	1,845,065,000	6.31%	1,885,459,000	6.48%	2.2%	1,840,677,000	6.40%	△2.4%
	地域支援事業交付金	543,316,555	1.86%	535,123,200	1.84%	△1.5%	357,267,321	1.24%	△33.2%
	災害臨時特例補助金	4,000	0.00%	0	0.00%	△100.0%	0	0.00%	-
	保険者機能強化推進交付金	31,294,000	0.11%	19,640,000	0.07%	△37.2%	19,640,000	0.07%	0.0%
	保険者努力支援交付金	41,376,000	0.14%	37,087,000	0.13%	△10.4%	37,087,000	0.13%	0.0%
支払基金交付金		7,299,644,622	24.97%	7,300,982,593	25.11%	0.0%	7,194,699,714	25.03%	△1.5%
	支払基金交付金	7,299,644,622	24.97%	7,300,982,593	25.11%	0.0%	7,194,699,714	25.03%	△1.5%
	介護給付費交付金	7,037,245,581	24.08%	7,012,591,190	24.11%	△0.4%	6,871,471,720	23.90%	△2.0%
	地域支援事業支援交付金	262,399,041	0.90%	288,391,403	0.99%	9.9%	323,227,994	1.12%	12.1%
県支出金		3,972,084,127	13.59%	3,989,258,300	13.72%	0.4%	3,867,361,375	13.45%	△3.1%
	県負担金	3,710,201,000	12.69%	3,721,418,000	12.80%	0.3%	3,701,704,000	12.88%	△0.5%
	介護給付費負担金	3,710,201,000	12.69%	3,721,418,000	12.80%	0.3%	3,701,704,000	12.88%	△0.5%
	県補助金	261,883,127	0.90%	267,840,300	0.92%	2.3%	165,657,375	0.58%	△38.2%
	地域支援事業交付金	261,883,127	0.90%	267,840,300	0.92%	2.3%	165,657,375	0.58%	△38.2%
財産収入		3,031,593	0.01%	4,856,704	0.02%	60.2%	11,740,889	0.04%	141.7%
	財産運用収入	3,031,593	0.01%	4,856,704	0.02%	60.2%	11,740,889	0.04%	141.7%
	利子及び配当金	3,031,593	0.01%	4,856,704	0.02%	60.2%	11,740,889	0.04%	141.7%
繰入金		4,406,120,767	15.07%	4,393,822,620	15.11%	△0.3%	4,569,739,232	15.90%	4.0%
	一般会計繰入金	4,406,120,767	15.07%	4,371,022,298	15.03%	△0.8%	4,499,702,291	15.65%	2.9%
	介護給付費繰入金	3,654,937,662	12.50%	3,561,960,376	12.25%	△2.5%	3,545,618,227	12.33%	△0.5%
	その他一般会計繰入金	751,183,105	2.57%	809,061,922	2.78%	7.7%	954,084,064	3.32%	17.9%
	基金繰入金	0	0.00%	22,800,322	0.08%	-	70,036,941	0.24%	207.2%
	介護給付費準備基金繰入金	0	0.00%	22,800,322	0.08%	-	70,036,941	0.24%	207.2%
繰越金		754,913,402	2.58%	548,161,210	1.88%	△27.4%	446,439,529	1.55%	△18.6%
	繰越金	754,913,402	2.58%	548,161,210	1.88%	△27.4%	446,439,529	1.55%	△18.6%
	繰越金	754,913,402	2.58%	548,161,210	1.88%	△27.4%	446,439,529	1.55%	△18.6%
諸収入		12,460,780	0.04%	16,667,130	0.06%	33.8%	14,890,481	0.05%	△10.7%
	延滞金、加算金及び過料	2,520,127	0.01%	996,457	0.00%	△60.5%	661,533	0.00%	△33.6%
	第1号被保険者延滞金	1,167,527	0.00%	996,457	0.00%	△14.7%	661,533	0.00%	△33.6%
	加算金	1,352,600	0.00%	0	0.00%	△100.0%	0	0.00%	-
	雑入	9,940,653	0.03%	15,670,673	0.05%	57.6%	14,228,948	0.05%	△9.2%
	第三者納付金	539,773	0.00%	8,329,949	0.03%	1443.2%	7,224,109	0.03%	△13.3%
	返納金	9,382,000	0.03%	6,988,026	0.02%	△25.5%	6,736,000	0.02%	△3.6%
	雑入	18,880	0.00%	352,698	0.00%	1768.1%	268,839	0.00%	△23.8%
歳入合計		29,228,941,214	100.00%	29,080,790,358	100.00%	△0.5%	28,744,938,073	100.00%	△1.2%

【歳出】

(単位：円)

区 分			令和5年度		令和6年度			令和7年度		
款	項	目	決算額	構成比	決算額	構成比	対前年度伸率	決算額	構成比	対前年度伸率
総務費			511,430,641	1.78%	558,395,666	1.95%	9.2%	793,367,604	2.79%	42.1%
	総務管理費		264,115,392	0.92%	284,614,970	0.99%	7.8%	503,826,890	1.77%	77.0%
	一般管理費		264,115,392	0.92%	284,614,970	0.99%	7.8%	503,826,890	1.77%	77.0%
	徴收費		29,675,275	0.10%	33,322,905	0.12%	12.3%	35,855,932	0.13%	7.6%
	賦課徴收費		29,675,275	0.10%	33,322,905	0.12%	12.3%	35,855,932	0.13%	7.6%
	介護認定審査会費		216,225,374	0.75%	238,163,191	0.83%	10.1%	252,331,782	0.89%	5.9%
	介護認定審査会費		47,017,383	0.16%	45,510,351	0.16%	△3.2%	47,488,826	0.17%	4.3%
	認定調査等費		169,207,991	0.59%	192,652,840	0.67%	13.9%	204,842,956	0.72%	6.3%
	趣旨普及費		1,414,600	0.00%	2,294,600	0.01%	62.2%	1,353,000	0.00%	△41.0%
保険給付費			25,787,167,670	89.91%	25,875,432,829	90.37%	0.3%	25,869,590,292	90.95%	△0.0%
	保険給付費		25,787,167,670	89.91%	25,875,432,829	90.37%	0.3%	25,869,590,292	90.95%	△0.0%
	介護サービス等諸費		23,785,057,263	82.93%	23,818,490,489	83.18%	0.1%	23,787,265,815	83.63%	△0.1%
	介護予防サービス等諸費		745,862,911	2.60%	801,137,021	2.80%	7.4%	854,930,389	3.01%	6.7%
	その他諸費		24,852,677	0.09%	29,985,299	0.10%	20.7%	36,459,538	0.13%	21.6%
	高額介護サービス等費		632,979,458	2.21%	653,421,001	2.28%	3.2%	643,965,467	2.26%	△1.4%
	高額医療合算介護サービス等費		84,515,597	0.29%	86,955,955	0.30%	2.9%	92,612,742	0.33%	6.5%
	特定入所者介護サービス等費		513,899,764	1.79%	485,443,064	1.70%	△5.5%	454,356,341	1.60%	△6.4%
地域支援事業費			1,649,209,515	5.75%	1,721,470,535	6.01%	4.4%	1,273,620,940	4.48%	△26.0%
	介護予防・日常生活支援総合事業費		1,073,120,701	3.74%	1,121,562,941	3.92%	4.5%	1,165,711,870	4.10%	3.9%
	介護予防・生活支援サービス事業費		1,015,913,041	3.54%	1,053,505,764	3.68%	3.7%	1,122,160,844	3.95%	6.5%
	一般介護予防事業費		51,015,821	0.18%	61,365,031	0.21%	20.3%	36,539,537	0.13%	△40.5%
	その他諸費		6,191,839	0.02%	6,692,146	0.02%	8.1%	7,011,489	0.02%	4.8%
	包括的支援事業・任意事業費		576,088,814	2.01%	599,907,594	2.10%	4.1%	107,909,070	0.38%	△82.0%
	包括的支援事業・任意事業費		576,088,814	2.01%	599,907,594	2.10%	4.1%	107,909,070	0.38%	△82.0%
保健福祉事業費			32,108,459	0.11%	34,234,394	0.12%	6.62%	34,132,837	0.12%	△0.3%
	保健福祉事業費		32,108,459	0.11%	34,234,394	0.12%	6.62%	34,132,837	0.12%	△0.3%
	保健福祉事業費		32,108,459	0.11%	34,234,394	0.12%	6.62%	34,132,837	0.12%	△0.3%
基金積立金			235,814,657	0.82%	77,597,000	0.27%	△67.1%	18,781,000	0.07%	△75.8%
	基金積立金		235,814,657	0.82%	77,597,000	0.27%	△67.1%	18,781,000	0.07%	△75.8%
	介護給付費準備基金積立金		235,814,657	0.82%	77,597,000	0.27%	△67.1%	18,781,000	0.07%	△75.8%
諸支出金			465,049,062	1.62%	367,220,405	1.28%	△21.0%	452,990,793	1.59%	23.4%
	償還金及び還付加算金		465,049,062	1.62%	367,220,405	1.28%	△21.0%	322,440,152	1.13%	△12.2%
	第1号被保険者保険料還付金		8,418,815	0.03%	8,893,910	0.03%	5.6%	8,996,266	0.03%	1.2%
	償還金		456,630,247	1.59%	358,326,495	1.25%	△21.5%	313,443,886	1.10%	△12.5%
	繰出金		0	0.00%	0	0.00%	－	130,550,641	0.46%	－
	一般会計繰出金		0	0.00%	0	0.00%	－	130,550,641	0.46%	－
予備費			0	0.00%	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	予備費		0	0.00%	0	0.00%	－	0	0.00%	－
	予備費		0	0.00%	0	0.00%	－	0	0.00%	－
歳 出 合 計			28,680,780,004	100.00%	28,634,350,829	100.00%	△0.2%	28,442,483,466	100.00%	△0.7%

(2) 令和7年度予算決算総括表

【歳入】

(単位: 円)

款 項 目	内 訳	最終予算額	調定額	決算額	構成比	予算－決算	対予算 収入率	対調定 収入率
保険料		5,055,826,000	5,446,922,892	5,394,918,035	18.77%	△ 339,092,035	106.71%	99.05%
	介護保険料	5,055,826,000	5,446,922,892	5,394,918,035	18.77%	△ 339,092,035	106.71%	99.05%
	第1号被保険者保険料	5,055,826,000	5,446,922,892	5,394,918,035	18.77%	△ 339,092,035	106.71%	99.05%
	現年度分特別徴収保険料	4,666,647,000	4,972,348,354	4,981,018,480	17.33%	△ 314,371,480	106.74%	100.17%
	現年度分普通徴収保険料	373,874,000	418,748,752	401,791,083	1.40%	△ 27,917,083	107.47%	95.95%
	滞納繰越分普通徴収保険料	15,305,000	55,825,786	12,108,472	0.04%	3,196,528	79.11%	21.69%
使用料及び手数料		1,001,000	542,310	542,310	0.00%	458,690	54.18%	100.00%
	手数料	1,001,000	542,310	542,310	0.00%	458,690	54.18%	100.00%
	総務手数料	1,000	2,400	2,400	0.00%	△ 1,400	240.00%	100.00%
	総務手数料	1,000	2,400	2,400	0.00%	△ 1,400	240.00%	100.00%
	督促手数料	1,000,000	539,910	539,910	0.00%	460,090	53.99%	100.00%
	督促手数料	1,000,000	539,910	539,910	0.00%	460,090	53.99%	100.00%
国庫支出金		7,244,763,000	7,244,606,508	7,244,606,508	25.20%	156,492	100.00%	100.00%
	国庫負担金	4,992,567,000	4,984,765,187	4,984,765,187	17.34%	7,801,813	99.84%	100.00%
	介護給付費負担金	4,992,567,000	4,984,765,187	4,984,765,187	17.34%	7,801,813	99.84%	100.00%
	現年度分	4,992,567,000	4,984,765,187	4,984,765,187	17.34%	7,801,813	99.84%	100.00%
	国庫補助金	2,252,196,000	2,259,841,321	2,259,841,321	7.86%	△ 7,645,321	100.34%	100.00%
	総務費国庫補助金	0	5,170,000	5,170,000	0.02%	△ 5,170,000	-	100.00%
	総務管理費補助金	0	5,170,000	5,170,000	0.02%	△ 5,170,000	-	100.00%
	調整交付金	1,908,538,000	1,840,677,000	1,840,677,000	6.40%	67,861,000	96.44%	100.00%
	現年度分調整交付金	1,908,538,000	1,840,677,000	1,840,677,000	6.40%	67,861,000	96.44%	100.00%
	地域支援事業交付金	286,931,000	357,267,321	357,267,321	1.24%	△ 70,336,321	124.51%	100.00%
	介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	237,748,000	309,853,746	309,853,746	1.08%	△ 72,105,746	130.33%	100.00%
	包括の支援事業・任意事業費交付金	49,183,000	47,413,575	47,413,575	0.16%	1,769,425	96.40%	100.00%
	保険者機能強化推進交付金	19,640,000	19,640,000	19,640,000	0.07%	0	100.00%	100.00%
	保険者機能強化推進交付金	19,640,000	19,640,000	19,640,000	0.07%	0	100.00%	100.00%
	保険者努力支援交付金	37,087,000	37,087,000	37,087,000	0.13%	0	100.00%	100.00%
	保険者努力支援交付金	37,087,000	37,087,000	37,087,000	0.13%	0	100.00%	100.00%
支払基金交付金		7,639,345,000	7,194,699,714	7,194,699,714	25.03%	444,645,286	94.18%	100.00%
	支払基金交付金	7,639,345,000	7,194,699,714	7,194,699,714	25.03%	444,645,286	94.18%	100.00%
	介護給付費交付金	7,310,825,000	6,871,471,720	6,871,471,720	23.90%	439,353,280	93.99%	100.00%
	現年度分	7,310,825,000	6,871,471,720	6,871,471,720	23.90%	439,353,280	93.99%	100.00%
	地域支援事業支援交付金	328,520,000	323,227,994	323,227,994	1.12%	5,292,006	98.39%	100.00%
	介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	328,520,000	323,227,994	323,227,994	1.12%	5,292,006	98.39%	100.00%
県支出金		3,980,682,000	3,867,361,375	3,867,361,375	13.45%	113,320,625	97.15%	100.00%
	県負担金	3,807,498,000	3,701,704,000	3,701,704,000	12.88%	105,794,000	97.22%	100.00%
	介護給付費負担金	3,807,498,000	3,701,704,000	3,701,704,000	12.88%	105,794,000	97.22%	100.00%
	現年度分	3,807,498,000	3,701,704,000	3,701,704,000	12.88%	105,794,000	97.22%	100.00%
	県補助金	173,184,000	165,657,375	165,657,375	0.58%	7,526,625	95.65%	100.00%
	地域支援事業交付金	173,184,000	165,657,375	165,657,375	0.58%	7,526,625	95.65%	100.00%
	介護予防・日常生活支援総合事業費交付金	148,593,000	141,065,500	141,065,500	0.49%	7,527,500	94.93%	100.00%
	包括の支援事業・任意事業費交付金	24,591,000	24,591,875	24,591,875	0.09%	△ 875	100.00%	100.00%
財産収入		12,179,000	11,740,889	11,740,889	0.04%	438,111	96.40%	100.00%
	財産運用収入	12,179,000	11,740,889	11,740,889	0.04%	438,111	96.40%	100.00%
	利子及び配当金	12,179,000	11,740,889	11,740,889	0.04%	438,111	96.40%	100.00%
	基金利子収入	12,179,000	11,740,889	11,740,889	0.04%	438,111	96.40%	100.00%
繰入金		5,486,779,000	4,569,739,232	4,569,739,232	15.90%	917,039,768	83.29%	100.00%
	一般会計繰入金	4,712,236,000	4,499,702,291	4,499,702,291	15.65%	212,533,709	95.49%	100.00%
	介護給付費繰入金	3,710,590,000	3,545,618,227	3,545,618,227	12.33%	164,971,773	95.55%	100.00%
	現年度分	3,384,641,000	3,232,794,397	3,232,794,397	11.25%	151,846,603	95.51%	100.00%
	低所得者保険料軽減繰入金	325,949,000	312,823,830	312,823,830	1.09%	13,125,170	95.97%	100.00%
	その他一般会計繰入金	1,001,646,000	954,084,064	954,084,064	3.32%	47,561,936	95.25%	100.00%
	職員給与費等繰入金	548,336,000	535,323,612	535,323,612	1.86%	13,012,388	97.63%	100.00%
	事務費繰入金	280,126,000	252,325,437	252,325,437	0.88%	27,800,563	90.08%	100.00%
	地域支援事業繰入金	173,184,000	166,435,015	166,435,015	0.58%	6,748,985	96.10%	100.00%
	基金繰入金	774,543,000	70,036,941	70,036,941	0.24%	704,506,059	9.04%	100.00%
	介護給付費準備基金繰入金	774,543,000	70,036,941	70,036,941	0.24%	704,506,059	9.04%	100.00%
	介護給付費準備基金繰入金	774,543,000	70,036,941	70,036,941	0.24%	704,506,059	9.04%	100.00%
繰越金		323,796,000	446,439,529	446,439,529	1.55%	△ 122,643,529	137.88%	100.00%
	繰越金	323,796,000	446,439,529	446,439,529	1.55%	△ 122,643,529	137.88%	100.00%
	繰越金	323,796,000	446,439,529	446,439,529	1.55%	△ 122,643,529	137.88%	100.00%
	前年度繰越金	323,796,000	446,439,529	446,439,529	1.55%	△ 122,643,529	137.88%	100.00%
諸収入		13,350,000	209,910,468	14,890,481	0.05%	△ 1,540,481	111.54%	7.09%
	延滞金、加算金及び過料	2,000,000	661,533	661,533	0.00%	1,338,467	33.08%	100.00%
	第1号被保険者延滞金	2,000,000	661,533	661,533	0.00%	1,338,467	33.08%	100.00%
	第1号被保険者延滞金	2,000,000	661,533	661,533	0.00%	1,338,467	33.08%	100.00%
	雑入	11,350,000	209,248,935	14,228,948	0.05%	△ 2,878,948	125.37%	6.80%
	第三者納付金	5,000,000	7,224,109	7,224,109	0.03%	△ 2,224,109	144.48%	100.00%
	第三者納付金	5,000,000	7,224,109	7,224,109	0.03%	△ 2,224,109	144.48%	100.00%
	返納金	6,350,000	201,755,987	6,736,000	0.02%	△ 386,000	106.08%	3.34%
	返納金	6,350,000	201,755,987	6,736,000	0.02%	△ 386,000	106.08%	3.34%
	雑入	0	268,839	268,839	0.00%	△ 268,839	-	100.00%
	雑入	0	268,839	268,839	0.00%	△ 268,839	-	100.00%
歳 入 合 計		29,757,721,000	28,991,962,917	28,744,938,073	100.00%	1,012,782,927	96.60%	99.15%

【歳出】

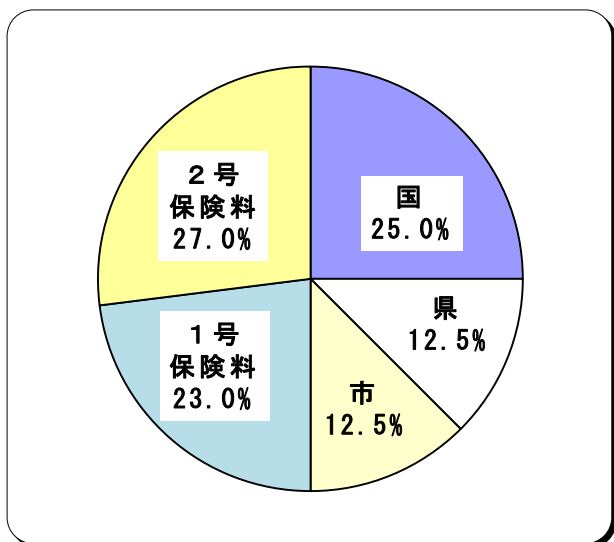
(単位：円)

款 項 目	内 訳	最終予算額	決算額	構成比	予算－決算	執行率
総務費		829,463,000	793,367,604	2.79%	36,095,396	95.65%
	総務管理費	508,066,000	503,826,890	1.77%	4,239,110	99.17%
	一般管理費	508,066,000	503,826,890	1.77%	4,239,110	99.17%
	一般管理	489,557,473	486,334,599	1.71%	3,222,874	99.34%
	給付	18,508,527	17,492,291	0.06%	1,016,236	94.51%
	徴収費	39,700,000	35,855,932	0.13%	3,844,068	90.32%
	賦課徴収費	39,700,000	35,855,932	0.13%	3,844,068	90.32%
	賦課	16,124,000	14,450,283	0.05%	1,673,717	89.62%
	徴収	23,576,000	21,405,649	0.08%	2,170,351	90.79%
	介護認定審査会費	280,126,000	252,331,782	0.89%	27,794,218	90.08%
	介護認定審査会費	52,113,000	47,488,826	0.17%	4,624,174	91.13%
	認定調査等費	228,013,000	204,842,956	0.72%	23,170,044	89.84%
	趣旨普及費	1,571,000	1,353,000	0.00%	218,000	86.12%
保険給付費		27,082,231,000	25,869,590,292	90.95%	1,212,640,708	95.52%
	保険給付費	27,082,231,000	25,869,590,292	90.95%	1,212,640,708	95.52%
	介護サービス等諸費	24,804,868,375	23,787,265,815	83.63%	1,017,602,560	95.90%
	介護予防サービス等諸費	857,155,000	854,930,389	3.01%	2,224,611	99.74%
	その他諸費	36,614,000	36,459,538	0.13%	154,462	99.58%
	高額介護サービス等費	687,136,000	643,965,467	2.26%	43,170,533	93.72%
	高額医療合算介護サービス等費	92,664,625	92,612,742	0.33%	51,883	99.94%
	特定入所者介護サービス等費	603,793,000	454,356,341	1.60%	149,436,659	75.25%
地域支援事業費		1,316,495,000	1,273,620,940	4.48%	42,874,060	96.74%
	介護予防・日常生活支援総合事業費	1,188,745,000	1,165,711,870	4.10%	23,033,130	98.06%
	介護予防・生活支援サービス事業費	1,141,838,000	1,122,160,844	3.95%	19,677,156	98.28%
	介護予防・生活支援サービス（長寿支援課）	1,005,457,000	986,561,731	3.47%	18,895,269	98.12%
	介護予防ケアマネジメント（長寿支援課）	136,381,000	135,599,113	0.48%	781,887	99.43%
	一般介護予防事業費	39,856,000	36,539,537	0.13%	3,316,463	91.68%
	介護予防把握（長寿支援課）	4,500,000	3,624,204	0.01%	875,796	80.54%
	介護予防普及啓発（長寿支援課）	22,926,000	21,073,401	0.07%	1,852,599	91.92%
	一般介護予防事業評価（長寿支援課）	29,000	0	0.00%	29,000	0.00%
	地域リハビリテーション活動支援（長寿支援課）	773,000	549,120	0.00%	223,880	71.04%
	介護予防普及啓発（健康推進課）	11,628,000	11,292,812	0.04%	335,188	97.12%
	その他諸費（長寿支援課）	7,051,000	7,011,489	0.02%	39,511	99.44%
	包括的支援事業・任意事業費	127,750,000	107,909,070	0.38%	19,840,930	84.47%
	包括的支援事業・任意事業費	127,750,000	107,909,070	0.38%	19,840,930	84.47%
	介護給付等費用適正化（介護保険課）	16,009,000	12,581,373	0.04%	3,427,627	78.59%
	福祉用具・住宅改修支援（介護保険課）	43,000	38,172	0.00%	4,828	88.77%
	介護予防支援短期宿泊サービス（長寿支援課）	187,000	0	0.00%	187,000	0.00%
	認知症高齢者見守り（長寿支援課）	782,000	39,100	0.00%	742,900	5.00%
	成年後見制度利用支援（長寿支援課）	4,698,000	2,299,548	0.01%	2,398,452	48.95%
	配食サービス（長寿支援課）	52,594,000	47,454,310	0.17%	5,139,690	90.23%
	高齢者住宅等安心確保（長寿支援課）	2,706,000	2,598,115	0.01%	107,885	96.01%
	在宅医療・介護連携推進（長寿支援課）	20,090,000	14,648,351	0.05%	5,441,649	72.91%
	認知症総合支援（長寿支援課）	11,060,000	8,987,741	0.03%	2,072,259	81.26%
	地域ケア会議推進（長寿支援課）	14,522,000	14,487,810	0.05%	34,190	99.76%
	認知症高齢者見守り（健康推進課）	572,000	486,774	0.00%	85,226	85.10%
	認知症サポーター養成（健康推進課）	4,487,000	4,287,776	0.02%	199,224	95.56%
保健福祉事業費		44,392,000	34,132,837	0.12%	10,259,163	76.89%
	保健福祉事業費	44,392,000	34,132,837	0.12%	10,259,163	76.89%
	保健福祉事業費	44,392,000	34,132,837	0.12%	10,259,163	76.89%
基金積立金		18,781,000	18,781,000	0.07%	0	100.00%
	基金積立金	18,781,000	18,781,000	0.07%	0	100.00%
	介護給付費準備基金積立金	18,781,000	18,781,000	0.07%	0	100.00%
諸支出金		456,359,000	452,990,793	1.59%	3,368,207	99.26%
	償還金及び還付加算金	323,444,000	322,440,152	1.13%	1,003,848	99.69%
	第1号被保険者保険料還付金	10,000,000	8,996,266	0.03%	1,003,734	89.96%
	償還金	313,444,000	313,443,886	1.10%	114	100.00%
	繰出金	132,915,000	130,550,641	0.46%	2,364,359	98.22%
	一般会計繰出金	132,915,000	130,550,641	0.46%	2,364,359	98.22%
予備費		10,000,000	0	0.00%	10,000,000	0.00%
	予備費	10,000,000	0	0.00%	10,000,000	0.00%
	予備費	10,000,000	0	0.00%	10,000,000	0.00%
歳 出 合 計		29,757,721,000	28,442,483,466	100.00%	1,315,237,534	95.58%

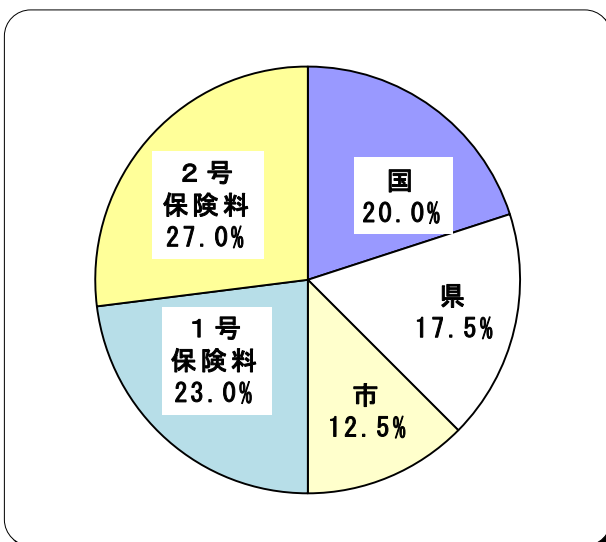
※財源構成

□第9期（令和6年度～令和8年度）

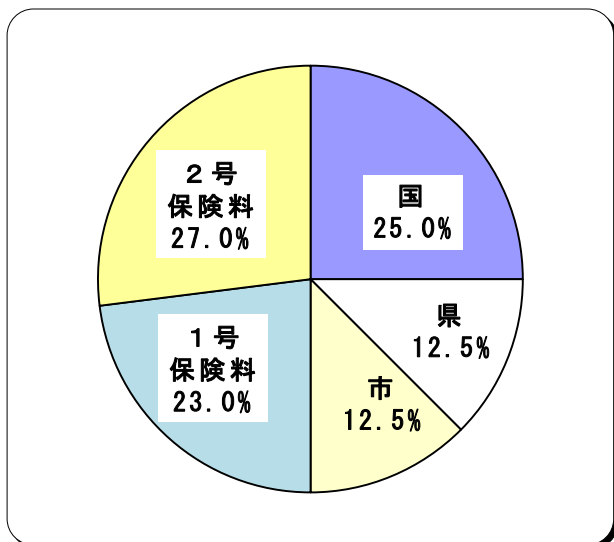
■介護給付（居宅給付費）



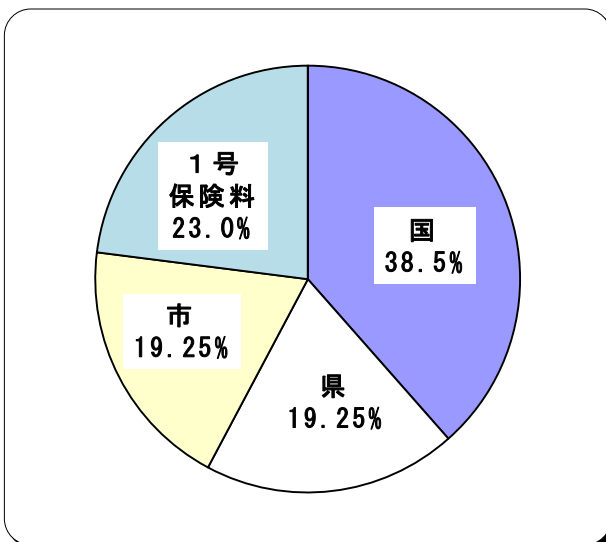
■介護給付（施設等給付費）



■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）



■地域支援事業（包括的支援事業及び任意事業）



資料

※「介護保険事業状況報告」は、サービス提供月末時点の要支援・要介護状態区分によりサービス受給者を区分するため、サービス利用時点の要支援・要介護状態区分による「７ 保険給付費」「１１ 保険財政」の数値と異なる場合があります。

（厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）記載要領」

１．一般状況の（１１）②及び２．保険給付決定状況の（１）の定めによる。）

※「介護保険事業状況報告」２．保険給付決定状況の（３）－１ 高額介護（介護予防）サービス費は、特定公費負担給付から高額介護サービス費への振替支給（以下「公費振替分」という。）を現物給付分として支払っていても償還払い分として扱うため、公費振替分を現物給付分として計上している「７ 保険給付費」「１１ 保険財政」の数値と異なる場合があります。

（厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）記載要領」

２．保険給付決定状況の（４）エの定めによる。）

※「介護保険事業状況報告」は、令和８年９月１日時点の暫定的なものであり、今後数値が変動する可能性があります。

(様式 1)

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

保険者番号 : 35201

保険者名 : 下関市

1. 一般状況

(1) 第1号被保険者のいる世帯数

	前年度末現在	当年度中増	当年度中減	当年度末現在
計	64,501	2,045	2,539	64,007

(2) 第1号被保険者数

年齢区分	前年度末現在	当年度中増	当年度中減	当年度末現在
65歳以上75歳未満	35,544			33,648
75歳以上85歳未満	35,159			35,692
85歳以上	18,005			18,367
(再掲)外国人被保険者	1,016			1,012
(再掲)住所地特例被保険者	217			219
計	88,708	3,277	4,278	87,707

(3) 第1号被保険者増減内訳

当年度中増	転入	職権復活	65歳到達	適用除外 非該当	その他	計
	258	0	2,940	12	67	3,277
当年度中減	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他	計
	386	3	3,806	3	80	4,278

介護保険事業状況報告 (令和7年度)

保険者番号: 35201

保険者名: 下関市

1. 一般状況 (続き)

(4) 所得段階別第1号被保険者数 (当年度末現在)

ア 第1段階 (市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の者、生活保護被保護者等)

所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合(千分率)	年度末現在 被保険者数
第1段階	十分の四・五五 (0.455)	455 /1000	14,926

イ 第2段階 (市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の者等)

第2段階	十分の六・八五 (0.685)	585 /1000	9,775
------	-----------------	-----------	-------

ウ 第3段階 (市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の者等)

第3段階	十分の六・九 (0.69)	690 /1000	8,719
------	---------------	-----------	-------

エ 第4段階 (市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の者等)

第4段階	十分の九 (0.90)	900 /1000	7,318
------	-------------	-----------	-------

オ 第5段階 (市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80.9万円超の者等)

第5段階	十分の十 (1.00)	1,000 /1000	10,358
------	-------------	-------------	--------

カ 第6段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者等)

第6段階	十分の十二 (1.20)	1,200 /1000	12,081
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

キ 第7段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者等)

第7段階	十分の十三 (1.30)	1,300 /1000	13,068
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

ク 第8段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者等)

第8段階	十分の十五 (1.50)	1,500 /1000	6,124
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

ケ 第9段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者等)

第9段階	十分の十七 (1.70)	1,700 /1000	2,243
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

コ 第10段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者等)

第10段階	十分の十九 (1.90)	1,800 /1000	1,054
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

サ 第11段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者等)

第11段階	十分の二十一 (2.10)	1,900 /1000	516
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

シ 第12段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者等)

第12段階	十分の二十三 (2.30)	2,000 /1000	319
(多段階設定)		0 /1000	0
		0 /1000	0

ス 第13段階 (市町村民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の者等)

第13段階	十分の二十四 (2.40)	2,100 /1000	188
(多段階設定)		2,200 /1000	164
		2,300 /1000	136
		2,400 /1000	718
		0 /1000	0
		0 /1000	0

セ 標準月額保険料

5,500 円/月

合計

87,707

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

保険者番号： 35201
保険者名： 下関市

1. 一般状況 (続き)

(5) 食費・居住費に係る負担限度額認定(総数)

申請件数	介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護医療院			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			その他			合計	
	食費	居住費	724	食費	居住費	411	食費	居住費	241	食費	居住費	297	食費	居住費	1,015	食費	2,688
利用者負担第三段階②	405	405		249	249		0	0	120	178	178	178	512	512		1,464	1,464
認定件数(当該年度末現在)	309	309		186	186		0	0	96	141	141	141	387	387		1,119	1,119
利用者負担第三段階①	141	141		62	62		0	0	43	45	45	45	230	230		521	521
認定件数(当該年度末現在)	117	117		46	46		0	0	27	41	41	41	173	173		404	404
利用者負担第二段階	111	111		61	61		0	0	61	61	61	61	144	144		438	438
認定件数(当該年度末現在)	78	78		51	51		0	0	29	36	36	36	125	125		319	319
利用者負担第一段階	46	46		21	21		0	0	17	13	13	13	74	74		171	171
認定件数(当該年度末現在)	28	28		11	11		0	0	8	11	11	11	50	50		108	108

(6) 利用者負担減額・免除認定(総数)

利用者負担	
申請件数	0
減額	
認定件数	0
認定件数(当該年度末現在)	0
免除	
認定件数	0
認定件数(当該年度末現在)	0

(7) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(総数)

特定負担限度額		利用者負担	
申請件数	1	申請件数	1
減額		減額	
利用者負担第三段階	0	認定件数(当該年度末現在)	0
認定件数	0	認定件数(当該年度末現在)	0
認定件数(当該年度末現在)	0	認定件数(当該年度末現在)	0
利用者負担第一段階	1	認定件数(当該年度末現在)	0
認定件数	1	認定件数(当該年度末現在)	0
認定件数(当該年度末現在)	1	認定件数(当該年度末現在)	0
老福受給者等	0		
認定件数	0		
認定件数(当該年度末現在)	0		

(様式 1 の 3)

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

保険者番号： 35201
保険者名： 下関市

1. 一般状況 (続き)

(8) 食費・居住費に係る負担限度額認定(再掲：第2号被保険者分)

申請件数	介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設			介護医療院			地域密着型介護老人福祉施設 施設入所者生活介護			その他			合計
	食費	居住費	7	食費	居住費	9	食費	居住費	0	食費	居住費	6	食費	居住費	5	食費	(居住費) 滞在費	7	
利用者負担第三段階②																			
認定件数	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	3	3	3	1	1	8	8		
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	1	1	7	7		
利用者負担第三段階①																			
認定件数	5	5	5	5	5	5	0	0	0	2	1	2	1	0	0	13	13		
認定件数(当該年度未現在)	2	2	4	4	4	4	0	0	0	2	1	2	1	1	1	10	10		
利用者負担第二段階																			
認定件数	1	1	3	3	3	3	0	0	0	1	1	1	1	5	5	11	11		
認定件数(当該年度未現在)	1	1	2	2	2	2	0	0	0	1	1	1	1	4	4	9	9		
利用者負担第一段階																			
認定件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2		
認定件数(当該年度未現在)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1		

(9) 利用者負担減額・免除認定 (再掲：第2号被保険者分)

利用者負担	
申請件数	0
減額	
認定件数	0
認定件数 (当該年度未現在)	0
免除	
認定件数	0
認定件数 (当該年度未現在)	0

(10) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定 (再掲：第2号被保険者分)

特定負担限度額			利用者負担	
申請件数	0	申請件数	0	0
減額				
利用者負担第三段階		食費	居住費	0
認定件数	0	認定件数 (当該年度未現在)	0	0
認定件数 (当該年度未現在)	0	0	0	0
利用者負担第二段階				
認定件数	0	認定件数 (当該年度未現在)	0	0
認定件数 (当該年度未現在)	0	0	0	0
老福受給者等				
認定件数	0	0	0	0
認定件数 (当該年度未現在)	0	0	0	0

(様式 1 の 4)

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

保険者番号： 35201

保険者名： 下関市

1. 一般状況(続き)

(11) 利用者負担第4段階における食費・居住費の特例減額措置

	第1号被保険者	第2号被保険者	合計
申請件数	0	0	0
食費のみ減額 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度末現在)	0	0	0
居住費のみ減額 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度末現在)	0	0	0
食費及び居住費の減額 認定件数	0	0	0
認定件数(当該年度末現在)	0	0	0

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

保険者番号： 35201
保険者名： 下関市

1. 一般状況(続き)

(13) 居宅(介護予防)サービス受給者数

	要支援 1	要支援 2	計	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	合計
第 1 号被保険者	21, 281	14, 162	35, 443		43, 373	19, 427	12, 401	10, 065	3, 432	88, 698	124, 141
第 2 号被保険者	234	338	572		647	338	228	213	117	1, 543	2, 115
総 数	21, 515	14, 500	36, 015		44, 020	19, 765	12, 629	10, 278	3, 549	90, 241	126, 256

(14) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数

	要支援 1	要支援 2	計	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	合計
第 1 号被保険者	286	169	455		13, 691	7, 417	5, 254	6, 468	2, 995	35, 825	36, 280
第 2 号被保険者	0	5	5		81	71	100	78	44	374	379
総 数	286	174	460		13, 772	7, 488	5, 354	6, 546	3, 039	36, 199	36, 659

(15) 施設介護サービス受給者数

	要支援 1	要支援 2	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	合計
介護老人福祉施設	0	0	0	16	41	2, 625	6, 532	3, 347	12, 561	12, 561
第 1 号被保険者	0	0	0	16	41	2, 610	6, 485	3, 304	12, 456	12, 456
第 2 号被保険者	0	0	0	0	0	15	47	43	105	105
介護老人保健施設	0	0	0	1, 935	1, 095	1, 746	1, 887	889	7, 552	7, 552
第 1 号被保険者	0	0	0	1, 916	1, 081	1, 724	1, 845	865	7, 431	7, 431
第 2 号被保険者	0	0	0	19	14	22	42	24	121	121
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 1 号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 2 号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	156	102	627	2, 081	1, 392	4, 358	4, 358
第 1 号被保険者	0	0	0	156	97	627	2, 032	1, 363	4, 275	4, 275
第 2 号被保険者	0	0	0	0	5	0	49	29	83	83
総 数	0	0	0	2, 090	1, 234	4, 982	10, 444	5, 606	24, 356	24, 356

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

2. 保険給付決定状況

(1) 介護給付・予防給付

①ー1 総 数

ア 件数

保険者番号： 35201
保険者名： 下関市

種別	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
居宅（介護予防）サービス	26,276	19,155	45,431		95,024	48,190	31,524	27,683	10,855	213,276	258,707
訪問サービス	3,756	3,030	6,786		39,364	18,779	12,438	12,570	5,685	88,836	95,622
訪問介護	0	0	0		15,582	5,750	3,101	2,875	1,332	28,640	28,640
訪問入浴介護	0	5	5		51	85	131	459	478	1,204	1,209
訪問看護	1,106	1,000	2,106		3,869	1,831	1,387	1,743	891	9,721	11,827
訪問リハビリテーション	664	803	1,467		2,248	1,377	828	633	399	5,485	6,952
居宅療養管理指導	1,986	1,222	3,208		17,614	9,736	6,991	6,860	2,585	43,786	46,994
通所サービス	4,930	3,156	8,086		27,980	12,395	7,049	5,443	1,658	54,525	62,611
通所介護	0	0	0		22,344	9,814	5,769	4,772	1,473	44,172	44,172
通所リハビリテーション	4,930	3,156	8,086		5,636	2,581	1,280	671	185	10,353	18,439
短期入所サービス	151	130	281		1,902	1,305	1,946	1,658	555	7,366	7,647
短期入所生活介護	125	91	216		1,514	1,067	1,781	1,481	466	6,309	6,525
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	24	39	63		388	237	165	177	84	1,051	1,114
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	2	0	2		0	1	0	0	5	6	8
福祉用具・住宅改修サービス	17,047	12,697	29,744		24,551	15,272	9,415	7,550	2,828	59,616	89,360
福祉用具貸与	16,030	12,287	28,317		23,840	14,964	9,168	7,393	2,786	58,151	86,468
特定福祉用具販売	415	199	614		357	174	141	95	29	796	1,410
住宅改修	602	211	813		354	134	106	62	13	669	1,482
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	392	142	534		1,227	439	676	462	129	2,933	3,467
特定施設入居者生活介護（短期利用）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援・居宅介護支援	20,063	14,050	34,113		41,185	18,032	11,081	9,089	3,199	82,586	116,699
地域密着型（介護予防）サービス	295	183	478		15,236	8,489	6,073	7,256	3,238	40,292	40,770
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		1,527	1,539	1,067	946	228	5,307	5,307
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		10,089	4,369	1,962	1,382	402	18,204	18,204
認知症対応型通所介護	9	8	17		510	401	358	416	112	1,797	1,814
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	286	143	429		1,137	707	585	331	91	2,851	3,280
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	0	0	0		0	4	0	0	0	4	4
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	0	32	32		1,870	1,295	939	891	258	5,253	5,285
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	0	0	0		35	15	7	4	0	61	61
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（短期利用）	0	0	0		2	40	1,048	3,090	2,067	6,247	6,247
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		63	115	103	191	80	552	552
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用以外）	0	0	0		3	4	4	5	0	16	16
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用）	0	0	0		2,117	1,249	5,043	10,595	5,677	24,681	24,681
施設サービス	0	0	0		17	41	2,641	6,545	3,357	12,601	12,601
介護老人福祉施設	0	0	0		1,939	1,100	1,760	1,921	905	7,625	7,625
介護老人保健施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0		161	108	642	2,129	1,415	4,455	4,455
介護医療院	0	0	0		153,562	75,960	53,721	54,623	22,969	360,835	440,857
総計	46,634	33,388	80,022								

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

2. 保険給付決定状況

(1) 介護給付・予防給付

①ー1 総 数

イ 単位数

保険者番号： 35201

保険者名： 下関市

居宅（介護予防）サービス	種類	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
訪問サービス		30,930,238	33,653,580	64,583,818		357,019,019	195,156,031	189,499,714	186,813,429	80,428,425	1,008,916,618	1,073,500,436
訪問介護		5,950,797	6,924,486	12,875,283		97,366,107	47,116,074	40,189,246	50,458,614	31,076,506	266,196,528	279,061,830
訪問入浴介護		0	0	0		59,116,995	25,608,437	24,294,352	30,118,800	18,188,944	157,327,528	157,327,528
訪問看護		0	16,100	16,100		348,072	645,685	747,156	3,484,441	3,608,998	8,834,352	8,850,452
訪問リハビリテーション		2,702,315	3,403,473	6,105,788		15,537,494	7,843,775	6,026,669	8,467,757	5,308,492	43,184,187	49,289,975
居宅療養管理指導		1,626,554	2,588,377	4,214,931		8,981,874	5,637,606	3,681,749	2,995,977	1,967,312	23,264,518	27,479,449
通所サービス		1,621,928	916,536	2,538,464		13,381,672	7,380,571	5,419,320	5,391,639	2,002,760	33,575,962	36,114,426
通所介護		11,964,826	14,136,676	26,101,502		203,201,521	105,801,944	82,512,368	76,812,634	29,163,207	497,491,674	523,593,176
通所リハビリテーション		0	0	0		171,481,098	88,388,962	70,583,251	70,585,068	26,679,608	427,717,987	427,717,987
短期入所サービス		11,964,826	14,136,676	26,101,502		31,720,423	17,412,982	11,929,117	6,227,566	2,483,599	69,773,687	95,875,189
短期入所生活介護		410,374	500,378	910,752		12,390,599	10,624,465	35,901,438	33,189,246	10,242,324	102,348,072	103,258,824
短期入所療養介護		342,729	343,569	686,298		9,734,083	8,711,566	34,243,558	31,027,484	9,094,893	92,811,584	93,497,882
短期入所療養介護（介護老人保健施設）		65,707	156,809	222,516		2,656,516	1,908,460	1,657,880	2,161,762	1,103,726	9,488,344	9,710,860
短期入所療養介護（病院等）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
福祉用具・住宅改修サービス		1,938	0	1,938		0	4,439	0	0	43,705	48,144	50,082
福祉用具貸与		9,915,133	10,552,238	20,467,371		21,487,485	22,673,487	15,751,950	14,857,001	6,472,443	81,242,366	101,709,737
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）		9,915,133	10,552,238	20,467,371		21,487,485	22,673,487	15,751,950	14,857,001	6,472,443	81,242,366	101,709,737
特定施設入居者生活介護（短期利用）		2,689,108	1,539,802	4,228,910		22,573,307	8,940,061	15,164,712	11,495,934	3,473,945	61,647,959	65,876,869
介護予防支援・居宅介護支援		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型（介護予防）サービス		9,166,646	6,359,440	15,556,086		55,521,104	24,320,887	18,554,578	14,814,928	5,173,902	118,385,399	133,941,485
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,698,033	2,246,550	3,944,583		160,914,215	119,042,616	128,911,379	198,200,785	105,378,316	712,447,311	716,391,894
夜間対応型訪問介護		0	0	0		12,001,244	19,446,259	20,000,269	22,129,933	6,306,420	79,884,125	79,884,125
地域密着型通所介護		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護		39,840	46,102	85,942		72,633,731	38,615,403	22,915,437	20,926,145	8,291,207	163,381,923	163,381,923
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）		1,658,193	1,340,822	2,999,015		5,744,769	4,840,449	6,426,251	8,359,895	2,591,657	27,963,021	28,048,963
小規模多機能型居宅介護（短期利用）		0	0	0		16,842,097	14,638,710	16,537,807	10,495,707	3,069,018	61,583,339	64,582,354
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）		0	859,626	859,626		0	9,932	0	0	0	9,932	9,932
認知症対応型共同生活介護（短期利用）		0	0	0		52,357,054	37,699,131	28,134,069	27,056,045	7,800,476	153,046,775	153,906,401
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）		0	0	0		137,838	83,913	33,771	39,794	0	295,316	295,316
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）		0	0	0		46,776	1,167,280	31,736,047	102,620,299	74,194,772	209,765,174	209,765,174
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用以外）		0	0	0		1,138,662	2,526,384	3,096,948	6,555,029	3,124,766	16,441,789	16,441,789
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用）		0	0	0		12,044	15,155	30,780	17,938	0	75,917	75,917
施設サービス		0	0	0		57,826,368	37,309,011	154,678,513	347,746,128	203,025,225	800,585,245	800,585,245
介護老人福祉施設		0	0	0		377,617	1,074,222	74,281,427	199,610,082	109,871,711	385,215,059	385,215,059
介護老人保健施設		0	0	0		53,835,373	33,426,242	57,563,748	66,762,174	34,351,758	245,939,295	245,939,295
介護療養型医療施設		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護医療院		0	0	0		3,613,378	2,808,547	22,833,338	81,373,872	58,801,756	169,430,891	169,430,891
総計		41,794,917	42,289,570	84,084,487		631,280,706	375,828,545	491,644,184	747,575,270	394,005,868	2,640,334,573	2,724,419,080

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

2. 保険給付決定状況

(1) 介護給付・予防給付

①ー1 総 数

ウ 費用額

保険者番号： 35201

保険者名： 下関市

種 別	要支援 1	要支援 2	計	経過的要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	合 計
居宅（介護予防）サービス	382,554,670	362,720,226	745,274,896		3,616,222,638	1,971,001,886	1,912,919,752	1,881,047,956	809,655,738	10,190,847,970	10,936,122,866
訪問サービス	59,515,836	69,246,743	128,762,579		974,470,783	471,585,142	402,444,512	505,307,915	312,579,791	2,666,388,143	2,795,150,722
訪問介護	0	0	0		591,816,156	256,425,223	243,649,495	301,745,968	183,424,708	1,577,061,550	1,577,061,550
訪問入浴介護	0	161,000	161,000		3,480,720	6,460,630	7,477,711	34,887,760	36,192,224	88,499,045	88,660,045
訪問看護	27,031,016	34,036,613	61,067,629		155,484,070	78,517,519	60,304,261	84,798,027	53,237,470	432,341,347	493,408,976
訪問リハビリテーション	16,265,540	25,883,770	42,149,310		89,873,117	56,376,060	36,819,845	29,959,770	19,697,789	232,726,581	274,875,891
居宅療養管理指導	16,219,280	9,165,360	25,384,640		133,816,720	73,805,710	54,193,200	53,916,390	20,027,600	335,759,620	361,144,260
通所サービス	119,666,277	141,368,306	261,034,583		2,032,594,012	1,058,294,162	825,478,808	768,375,016	291,924,612	4,976,666,610	5,237,701,193
通所介護	0	0	0		1,715,317,396	884,135,728	706,159,640	706,097,219	267,088,622	4,278,798,605	4,278,798,605
通所リハビリテーション	119,666,277	141,368,306	261,034,583		317,276,616	174,158,434	119,319,168	62,277,797	24,835,990	697,888,005	958,902,588
短期入所サービス	4,103,740	5,004,077	9,107,817		123,911,303	106,253,208	359,171,503	331,930,435	102,552,964	1,023,819,413	1,032,927,230
短期入所生活介護	3,427,290	3,435,987	6,863,277		97,346,143	87,124,218	342,592,703	310,312,815	91,078,654	928,454,533	935,317,810
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	657,070	1,568,090	2,225,160		26,565,160	19,084,600	16,578,800	21,617,620	11,037,260	94,883,440	97,108,600
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	19,380	0	19,380		0	44,390	0	0	437,050	481,440	500,820
福祉用具・住宅改修サービス	172,073,864	131,604,513	303,678,377		257,916,133	244,536,162	173,384,627	159,338,269	67,334,261	902,509,452	1,206,187,829
福祉用具貸与	99,151,330	105,522,380	204,673,710		214,874,850	226,734,870	157,519,500	148,570,010	64,724,430	812,423,660	1,017,097,370
特定福祉用具販売	14,936,825	7,515,382	22,452,207		14,748,097	7,527,908	6,490,514	4,686,471	1,640,871	35,093,861	57,546,068
住宅改修	57,985,709	18,566,751	76,552,460		28,293,186	10,273,384	9,374,613	6,081,788	968,960	54,991,931	131,544,391
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	27,194,953	15,496,587	42,691,540		227,330,407	90,333,212	152,440,302	116,096,321	35,264,110	621,464,352	664,155,892
特定施設入居者生活介護（短期利用）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援・居宅介護支援	91,672,199	63,897,457	155,569,656		555,422,048	243,363,760	185,672,067	148,223,020	51,895,124	1,184,576,019	1,340,145,675
地域密着型（介護予防）サービス	16,980,330	22,465,500	39,445,830		1,609,231,654	1,190,682,951	1,289,152,773	1,982,064,279	1,054,436,586	7,125,568,243	7,165,014,073
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		120,083,547	194,552,352	200,030,185	221,313,203	63,618,926	799,598,213	799,598,213
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		726,355,707	386,321,059	229,161,630	209,304,006	83,010,770	1,634,153,172	1,634,153,172
認知症対応型通所介護	398,400	461,020	859,420		57,447,690	48,404,490	64,262,510	83,598,950	25,916,570	279,630,210	280,489,630
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	16,581,930	13,408,220	29,990,150		168,420,970	146,387,100	165,382,298	104,957,070	30,690,180	615,837,618	645,827,768
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	0	0	0		0	99,320	0	0	0	99,320	99,320
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	0	8,596,260	8,596,260		523,570,540	376,991,310	281,340,690	270,560,450	78,004,760	1,530,467,750	1,539,064,010
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	0	0	0		1,378,380	839,130	337,710	397,940	0	2,953,160	2,953,160
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		467,760	11,672,800	317,360,470	1,026,202,990	741,947,720	2,097,651,740	2,097,651,740
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用以外）	0	0	0		11,386,620	25,263,840	30,969,480	65,550,290	31,247,660	164,417,890	164,417,890
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用）	0	0	0		120,440	151,550	307,800	179,380	0	759,170	759,170
施設サービス	0	0	0		578,436,424	373,457,972	1,547,574,390	3,478,898,919	2,030,933,585	8,009,301,290	8,009,301,290
介護老人福祉施設	0	0	0		3,788,528	10,785,962	743,541,590	1,997,194,261	1,098,955,848	3,854,266,189	3,854,266,189
介護老人保健施設	0	0	0		538,514,116	334,533,404	575,685,738	667,721,145	343,700,789	2,460,155,192	2,460,155,192
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0		36,133,780	28,138,606	228,347,062	813,983,513	588,276,948	1,694,879,909	1,694,879,909
総 計	491,207,199	449,083,183	940,290,382		6,359,312,764	3,778,506,569	4,935,318,982	7,490,234,174	3,946,921,033	26,510,293,522	27,450,583,904

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

2. 保険給付決定状況

(1) 介護給付・予防給付

①ー1 総数

エ 給付費

保険者番号：35201

保険者名：下関市

種類	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
居宅（介護予防）サービス	340,532,858	323,125,501	663,658,359		3,220,075,047	1,755,969,295	1,703,652,042	1,673,354,504	721,876,762	9,074,927,650	9,738,586,009
訪問サービス	52,809,803	61,404,419	114,214,222		866,997,649	420,034,855	358,098,821	449,097,097	277,681,525	2,371,909,947	2,486,124,169
訪問介護	0	0	0		527,129,075	227,972,458	217,091,819	268,227,762	163,017,360	1,403,438,474	1,403,438,474
訪問入浴介護	0	144,900	144,900		3,113,098	5,787,155	6,506,808	31,096,481	31,856,431	78,359,973	78,504,873
訪問看護	23,984,861	30,138,958	54,123,819		137,861,635	69,942,122	53,619,686	75,123,292	47,465,071	384,011,806	438,135,625
訪問リハビリテーション	14,367,794	23,026,049	37,393,843		79,631,724	50,380,814	32,633,742	26,433,698	17,475,149	206,555,127	243,948,970
居宅療養管理指導	14,457,148	8,094,512	22,551,660		119,262,117	65,952,306	48,246,766	48,215,864	17,867,514	299,544,567	322,096,227
通所サービス	106,600,134	126,119,090	232,719,224		1,811,113,803	943,080,546	735,892,534	684,584,465	260,880,134	4,435,551,482	4,668,270,706
通所介護	0	0	0		1,529,301,087	789,094,547	629,109,211	629,424,659	238,697,846	3,815,627,350	3,815,627,350
通所リハビリテーション	106,600,134	126,119,090	232,719,224		281,812,716	153,985,999	106,783,323	55,159,806	22,182,288	619,924,132	852,643,356
短期入所サービス	3,687,785	4,494,714	8,182,499		110,442,877	94,511,584	321,267,359	294,542,226	91,848,085	912,612,131	920,794,630
短期入所生活介護	3,078,980	3,086,938	6,165,918		86,799,933	77,430,164	306,471,118	275,332,402	81,521,206	827,554,823	833,720,741
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	591,363	1,407,776	1,999,139		23,642,944	17,041,469	14,796,241	19,209,824	9,933,534	84,624,012	86,623,151
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	17,442	0	17,442		0	39,951	0	0	393,345	433,296	450,738
福祉用具・住宅改修サービス	153,248,857	117,278,519	270,527,376		229,673,325	217,685,284	154,529,015	141,603,607	59,939,651	803,430,882	1,073,958,258
福祉用具貸与	88,329,577	93,949,834	182,279,411		191,333,498	201,845,229	140,474,726	132,068,888	57,639,404	723,361,745	905,641,156
特定福祉用具販売	13,307,903	6,739,531	20,047,434		13,115,872	6,692,772	5,716,452	4,138,271	1,436,983	31,100,350	51,147,784
住宅改修	51,611,377	16,589,154	68,200,531		25,223,955	9,147,283	8,337,837	5,396,448	863,264	48,968,787	117,169,318
特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	24,186,279	13,828,759	38,015,038		201,847,393	80,657,026	133,864,313	103,527,109	31,527,367	551,423,208	589,438,246
特定施設入居者生活介護（短期利用）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援・居宅介護支援	91,672,199	63,897,457	155,569,656		555,422,048	243,363,760	185,672,067	148,223,020	51,895,124	1,184,576,019	1,340,145,675
地域密着型（介護予防）サービス	14,662,088	20,050,006	34,712,094		1,434,067,006	1,062,169,987	1,150,818,219	1,771,230,038	943,069,867	6,361,355,117	6,396,067,211
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0		106,661,708	173,828,992	179,284,283	197,857,078	57,180,702	714,812,763	714,812,763
夜間対応型訪問介護	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0		649,171,649	344,312,392	204,798,240	186,898,305	74,126,878	1,459,307,464	1,459,307,464
認知症対応型通所介護	358,560	414,918	773,478		51,156,344	43,477,969	57,584,902	75,036,264	23,297,166	250,552,645	251,326,123
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	14,303,528	11,898,454	26,201,982		149,085,144	130,110,538	146,034,399	93,880,689	27,244,425	546,355,195	572,557,177
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	0	0	0		0	89,388	0	0	0	89,388	89,388
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	0	7,736,634	7,736,634		466,854,036	336,285,512	251,721,460	241,701,702	70,137,176	1,366,699,886	1,374,436,520
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	0	0	0		1,223,821	755,217	300,769	333,409	0	2,613,216	2,613,216
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		420,984	10,505,520	284,407,899	917,604,997	663,312,141	1,876,251,541	1,876,251,541
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用以外）	0	0	0		9,395,880	22,668,064	26,425,451	57,757,986	27,771,379	144,018,760	144,018,760
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（短期利用）	0	0	0		97,440	136,395	260,816	159,608	0	654,259	654,259
施設サービス	0	0	0		517,478,227	333,739,292	1,385,728,939	3,114,091,481	1,816,359,370	7,167,397,309	7,167,397,309
介護老人福祉施設	0	0	0		3,409,672	9,390,517	667,745,584	1,789,802,025	982,758,933	3,453,106,731	3,453,106,731
介護老人保健施設	0	0	0		481,633,260	299,739,730	513,427,126	595,860,129	307,561,897	2,198,222,142	2,198,222,142
介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0		32,435,295	24,609,045	204,556,229	728,429,327	526,038,540	1,516,068,436	1,516,068,436
総計	446,867,145	407,072,964	853,940,109		5,727,042,328	3,395,242,334	4,425,871,267	6,706,899,043	3,533,201,123	23,788,256,095	24,642,196,204

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

保険者番号： 35201
保険者名： 下関市

2. 保険給付決定状況
(2) 特定入所者介護（介護予防）サービス費（別掲）
① 総数

種類		要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
ア 件数	食費	46	22	68		1,501	1,157	4,186	7,276	3,859	17,979	18,047
	介護老人福祉施設	0	0	0		17	7	1,609	3,683	1,791	7,107	7,107
	介護老人保健施設	0	0	0		858	565	794	753	500	3,470	3,470
	介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0		105	45	267	894	513	1,824	1,824
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		0	35	563	1,359	865	2,822	2,822
	短期入所生活介護	43	20	63		410	405	911	528	156	2,410	2,473
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1	2	3		111	100	42	59	34	346	349
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	2	0	2		0	0	0	0	0	0	2
	居住費（滞在費）	46	22	68		1,451	1,141	4,169	7,491	3,976	18,228	18,296
	介護老人福祉施設	0	0	0		17	7	1,623	3,801	1,848	7,296	7,296
	介護老人保健施設	0	0	0		798	533	742	736	460	3,269	3,269
	介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
イ 給付費	介護医療院	0	0	0		105	45	271	951	571	1,943	1,943
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		0	35	567	1,403	882	2,887	2,887
	短期入所生活介護	43	20	63		427	419	924	542	165	2,477	2,540
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1	2	3		104	102	42	58	50	356	359
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	2	0	2		0	0	0	0	0	0	2
	食費	100,423	59,066	159,489		17,235,215	10,373,488	51,810,850	92,599,983	49,228,603	221,248,139	221,407,628
	介護老人福祉施設	0	0	0		360,465	219,440	25,169,020	52,370,380	25,094,660	103,213,965	103,213,965
	介護老人保健施設	0	0	0		13,774,214	7,936,435	10,062,685	10,389,660	5,656,495	47,819,489	47,819,489
	介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0		1,408,724	486,555	4,381,029	11,068,020	7,247,295	24,591,623	24,591,623
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		0	349,590	5,377,985	14,442,163	10,178,301	30,348,039	30,348,039
	短期入所生活介護	96,543	56,011	152,554		1,485,459	1,282,264	6,702,916	4,093,800	932,411	14,496,850	14,649,404
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	445	3,055	3,500		206,353	99,204	117,215	235,960	119,441	778,173	781,673
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	3,435	0	3,435		0	0	0	0	0	0	0
	居住費（滞在費）	160,886	67,346	228,232		5,872,794	5,393,401	56,625,268	108,669,442	56,159,576	232,720,481	232,948,713
	介護老人福祉施設	0	0	0		436,922	100,880	29,405,265	66,061,624	31,713,490	127,718,181	127,718,181
	介護老人保健施設	0	0	0		2,305,574	1,436,441	1,225,060	726,867	613,043	6,306,985	6,306,985
	介護療養型医療施設	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0		243,055	47,285	1,057,264	2,222,884	1,136,702	4,707,190	4,707,190
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0		0	740,544	12,556,888	31,261,580	20,566,854	65,125,836	65,125,836
	短期入所生活介護	159,540	67,297	226,837		2,704,632	2,915,889	12,330,487	8,264,211	2,018,470	28,233,689	28,460,526
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	35	49	84		182,611	152,362	50,334	132,276	111,017	628,600	628,684
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	1,311	0	1,311		0	0	0	0	0	0	1,311
	合計	261,309	126,412	387,721		23,108,009	15,766,889	108,436,118	201,269,425	105,388,179	453,968,620	454,356,341

介護保険事業状況報告 (令和7年度)

保険者番号： 35201

保険者名： 下関市

2. 保険給付決定状況（続き）

(3)-1 高額介護(介護予防)サービス費

ア 利用者負担第四段階

	世帯合算	その他	計
件数	2,750	2,566	5,316
給付費	34,294,924	54,714,097	89,009,021

(ア) 利用者負担第四段階（現役並み所得者Ⅲ）

	世帯合算	その他	計
件数	0	1	1
給付費	0	16,239	16,239

(イ) 利用者負担第四段階（現役並み所得者Ⅱ）

	世帯合算	その他	計
件数	8	54	62
給付費	66,006	652,705	718,711

(ウ) 利用者負担第四段階（現役並み所得者Ⅰ、一般）

	世帯合算	その他	計
件数	2,742	2,511	5,253
給付費	34,228,918	54,045,153	88,274,071

イ 利用者負担第三段階

	世帯合算	その他	計
件数	1,495	13,243	14,738
給付費	14,196,998	109,482,511	123,679,509

ウ 利用者負担第二段階

	世帯合算	その他	計
件数	848	26,269	27,117
給付費	10,079,302	363,542,822	373,622,124

エ 利用者負担第一段階

	世帯合算	その他	計
件数	0	5,628	5,628
給付費	0	57,203,669	57,203,669

オ 合計

	世帯合算	その他	計
件数	5,093	47,706	52,799
給付費	58,571,224	584,943,099	643,514,323

(3)-2 高額介護(介護予防)サービス費（年間上限）

	世帯合算	その他	計
件数	0	0	0
給付費	0	0	0

介護保険事業状況報告 (令和7年度)

保険者番号： 35201

保険者名： 下関市

2. 保険給付決定状況（続き）

(4) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費

ア 現役並み所得者（上位所得者）（総数）

件数	58
給付費	3,177,625

（ア）現役並み所得者（上位所得者）（再掲：現役並み所得者Ⅲ）

件数	1
給付費	216,861

（イ）現役並み所得者（上位所得者）（再掲：現役並み所得者Ⅱ）

件数	1
給付費	27,132

（ウ）現役並み所得者（上位所得者）（再掲：現役並み所得者Ⅰ）

件数	56
給付費	2,933,632

イ 一般

件数	441
給付費	19,467,636

ウ 低所得者Ⅱ

件数	999
給付費	25,443,240

エ 低所得者Ⅰ

件数	1,738
給付費	44,524,241

オ 合計

件数	3,236
給付費	92,612,742

介護保険事業状況報告
(令和7年度)

保険者番号：35201
保険者名：下関市

3. 保険料収納状況

区 分		調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
現年度分	特別徴収	4,972,348,354	4,972,348,354	8,670,126			0
	普通徴収	418,748,752	400,887,487	903,596	0	17,861,265	23,650
	計	5,391,097,106	5,373,235,841	9,573,722	0	17,861,265	23,650
滞納繰越分		55,825,786	12,100,372	8,100	14,198,080	29,527,334	0
合 計	特別徴収	4,972,348,354	4,972,348,354	8,670,126			0
	普通徴収	474,574,538	412,987,859	911,696	14,198,080	47,388,599	23,650
	計	5,446,922,892	5,385,336,213	9,581,822	14,198,080	47,388,599	23,650

4. 保険給付支払状況

区 分	支払義務額 累計	支払済額 累計	徴収金等 累計	戻入未済額 累計	未払額
介護サービス等諸費	23,780,030,706	23,787,265,815	7,235,109	0	0
介護予防サービス等諸費	854,930,389	854,930,389	0	0	0
高額介護サービス等費	643,965,467	643,965,467	0	0	0
高額医療合算介護サービス等費	92,612,742	92,612,742	0	0	0
特定入所者介護サービス等費	454,356,341	454,356,341	0	0	0
その他の保険給付費	0	0	0	0	0
計	25,825,895,645	25,833,130,754	7,235,109	0	0

○下関市介護保険条例

平成17年 2 月13日

条例第157号

改正 平成18年 3 月30日条例第31号
平成20年 3 月28日条例第27号
平成21年 3 月 2 日条例第22号
平成24年 3 月27日条例第21号
平成25年 9 月27日条例第54号
平成27年 3 月30日条例第20号
平成27年 4 月16日条例第40号
平成27年12月21日条例第73号
平成30年 3 月30日条例第27号
平成31年 3 月31日条例第75号
令和 2 年 3 月31日条例第30号
令和 2 年 9 月29日条例第53号
令和 2 年12月17日条例第68号
令和 3 年 3 月 8 日条例第 5 号
令和 6 年 3 月28日条例第25号
令和 8 年 3 月27日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、下関市が行う介護保険について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保険料率)

第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 30,030円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 38,610円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,540円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,400円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 79,200円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 85,800円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 99,000円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 112,200円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 118,800円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 125,400円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 132,000円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 138,600円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 145,200円

ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 151,800円

ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 158,400円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,810円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,810円」とあるのは、「25,410円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,810円」とあるのは、「45,210円」と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第3条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月末日まで
- 第2期 7月1日から同月末日まで
- 第3期 8月1日から同月末日まで
- 第4期 9月1日から同月末日まで
- 第5期 10月1日から同月末日まで
- 第6期 11月1日から同月末日まで
- 第7期 12月1日から同月26日まで
- 第8期 1月1日から同月末日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定により算出した納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初に到来する納期の分割金額にすべて合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)

第4条 保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)後に第1号被保険者の資格(以下「被保険者資格」という。)を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に被保険者資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、被保険者資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第5条 市長は、保険料の額を定めたときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

- 2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の督促手数料を減免することができる。

(延滞金)

第7条 法第132条の規定により普通徴収の方法によって保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合において、当該保険料の納付金額が2,000円以上であるときは、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額から1,000円未満の端数を除いた金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を当該納付金額に加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

- 2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 主たる生計維持者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事由があること。

- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付（法第135条第3項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払に係る月

- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第9条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収（法第131条に規定する特別徴収をいう。）の方法によって保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする

理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合においては、この限りでない。

- (1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(介護認定審査会の委員の定数)

第11条 下関市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。

(委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、介護保険の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第13条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第12条第1項本文の規定による届出をせず（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）、又は虚偽の届出をした者
- (2) 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者
- (3) 正当な理由がなく、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第14条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第15条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、附則第4項ただし書の規定を除き、平成17年度分の介護保険から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年度までの介護保険の適用については、下関市介護保険条例（平成12年下関市条例第14号）、菊川町介護保険条例（平成12年菊川町条例第3号）、豊田町介護保険条例（平成12年豊田町条例第1号）、豊浦町介護保険条例（平成12年豊浦町条例第11号）又は豊北町介護保険条例（平成12年豊北町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定の例による。
- 3 合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。ただし、延滞金については施行日以降は10.95パーセントとする。

- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(平成20年度における保険料率の特例)
- 6 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下この項において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 41,832円
- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 45,864円
- (3) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 45,360円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 49,392円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 53,928円
(延滞金の割合の特例)
- 7 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)
- 8 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
- 9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)」によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 10 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 11 附則第9項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。
- (令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)
- 12 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第15項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。
- 13 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。
- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除」とする。
- (令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)
- 15 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者が

あるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
 - (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
 - (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下関市税条例（平成17年条例第88号）で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下関市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い下関市税条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- 16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則（平成18年3月30日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市介護保険条例第2条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例）

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。次項において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4

条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 33,264円
 - (2) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 41,832円
 - (3) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 35,280円
 - (4) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 43,344円
 - (5) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 51,912円
- 4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 41,832円
 - (2) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 45,864円
 - (3) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号及び第2号に該当するもの 45,360円
 - (4) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 49,392円
 - (5) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 53,928円

附 則（平成20年3月28日条例第27号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月2日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市介護保険条例第2条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月27日条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市介護保険条例（以下「新条例」という。）第7条第1項及び附則第7項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

- 3 施行日前に督促をした保険料に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額及び延滞金の額の端数金額及び全額の取扱いについては、新条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月16日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第73号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月31日条例第75号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月29日条例第53号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の下関市介護保険条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月17日条例第68号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月8日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月27日条例第10号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 介護保険財政の健全な運営に資するため、下関市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、下関市介護保険特別会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、下関市介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第3項第1号に掲げる費用に要する財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、下関市介護給付費準備基金条例（平成12年下関市条例第16号）、菊川町介護給付費準備基金条例（平成12年菊川町条例第5号）、豊田町介護給付費準備基金条例（平成12年豊田町条例第3号）、豊浦町介護給付費準備基金条例（平成12年豊浦町条例第18号）又は豊北町介護給付費準備基金条例（平成13年豊北町条例第13号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）及びその運用により取得した有価証券は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

下関市介護保険料減免及び徴収猶予基準

平成 17 年 2 月 13 日制定

(目的)

第 1 条 この基準は、下関市介護保険条例（平成 17 年条例第 157 号。以下「条例」という。）第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、介護保険料（以下「保険料」という。）の減免及び徴収猶予に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(減免及び徴収猶予の事由)

第 2 条 市長は、介護保険の第 1 号被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合については、保険料の減免又は徴収の猶予を行うことができる。

- (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合
- (3) 主たる生計維持者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- (4) 主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事由がある場合

(災害による減免)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定する災害により、次の各号のいずれにも該当すると認められる者については、別表第 1 左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額を当該保険料額から減ずる。ただし、減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額が当該保険料額を上回る場合は、当該保険料額を減免額の上限とする。

- (1) 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の所有に係る資産（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する土地及び家屋並びに家財をいう。）のいずれかが損害を受け、その損害により発生した当該資産の損失額（当該資産の損失額から当該資産に係る保険金、損害賠償金等により補填された金額を控除して得た額。以下「当該損失額」という。）が当該資産価格の 100 分の 30 以上であること。
- (2) 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の当該年の総収入金額の見込

額が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準生活費の額（第1類及び第2類）、住宅扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額に100分の130を乗じて得た額を超えないこと。

- 2 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の当該年の総収入金額の見込額が、生活保護法第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準生活費の額（第1類及び第2類）、住宅扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額に100分の130を乗じて得た額を超える者で、前項に規定する当該損失額が当該資産価格の100分の50以上である場合については、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額を当該保険料額から減ずる。ただし、減免基本月額に減免対象月数を乗じて得られる額が当該保険料額を上回る場合は、当該保険料額を減免額の上限とする。

（疾病、事業又は業務の休廃止、不作、不漁等による減免）

第4条 条例第8条第1項第2号から第4号に規定する理由により、次の各号のいずれにも該当すると認められる者の月当たり保険料は、第1号被保険者の当該年の合計所得金額の見込額、当該年の収入見込に応じた市民税課税非課税の別及び第1号被保険者の属する世帯の世帯員の市民税課税非課税の別並びに第1号被保険者の老齢福祉年金受給の有無の状況に応じ、条例第2条に掲げる額を12で除して得た額とする。なお、当該年度の保険料率が条例第2条第2項に該当する者については、減免の対象としない。

- (1) 主たる生計維持者の当該年の総所得金額の見込額が、前年の総所得金額に対し100分の20以上減少すること。
- (2) 主たる生計維持者その他その世帯に属する者の当該年の総収入金額の見込額が、生活保護法第8条の規定により厚生労働大臣が定める基準生活費の額（第1類及び第2類）、住宅扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額に100分の130を乗じて得た額を超えないこと。

（その他特に市長が必要と認める事由による減免）

第5条 次の各号に該当する者については、条例第8条第1項第5号の規定に該当する者として、保険料を減免することができるものとする。

- (1) 下関市介護保険料特別軽減基準に該当する特別軽減対象者（以下「特別軽減対象者」という。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第63条の規定により給付の制限を受ける者。ただし、該当する期間が30日に満たない場合は、減免することができないものとする。
- (3) 介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行準備に係る留意点等及び介

護保険条例参考例について（令和８年１月９日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）２．前年度非課税者に係る特例減免についてに該当する者（以下「特例減免対象者」という。）。なお、特例減免対象者の場合、条例第９条第２項ただし書の市長が特に認める場合に該当する者として、申請書の提出を要しないものとする。

（減免適用の優先）

第６条 前３条の事由に重複して該当する場合は、減免額の最も高額となる減免を適用するものとする。

（減免の適用期間）

第７条 減免を適用する期間は、次のとおりとする。

（１） 第３条に規定する減免

事実の発生した日の属する月以降、１年間とする。

（２） 第４条に規定する減免

当該保険料の減免等の申請をした日の属する月以降、当該年度末までとする。

（３） 第５条に規定する減免

ア 特別軽減対象者の場合、下関市介護保険料特別軽減基準に規定する適用期間によるものとする。

イ 法第６３条の規定により給付の制限を受ける場合、法第６３条の規定に該当する期間の初日の属する月から、該当しなくなった日の属する月の前月までとする。

ウ 特例減免対象者の場合、令和８年度保険料賦課期日から当該年度末までとする。

（徴収猶予）

第８条 第３条又は第４条に該当し、減免等の申請をした日以降６か月以内に資力が回復することが明らかであって、減免を適用することが不適當であると認められる者については、申請日の属する月以降６か月以内の期間を限って、当該保険料の徴収を猶予することができる。この場合、当該保険料額を適宜分割して納付することを妨げない。

（徴収猶予事由が消滅した場合の届出）

第９条 前条の規定により保険料の徴収猶予を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（減免等の取消し）

第１０条 市長は、偽りその他不正の手段により保険料の減免又は徴収猶予を受けた者があるときは、当該減免又は徴収猶予を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 下関市介護保険条例（平成 17 年条例第 157 号）附則第 6 項の規定に基づき、第 4 条における平成 20 年度の介護保険料の減免については別表第 3 の 1 に代わり別表第 3 の 4 を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 下関市介護保険条例（平成 18 年条例第 31 号）附則第 3 項の規定に基づき、第 4 条における平成 18 年度の介護保険料の減免については別表第 3 の 1 に代わり別表第 3 の 2 を適用し、平成 19 年度の介護保険料の減免については別表第 3 の 1 に代わり別表第 3 の 3 を適用する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、平成 27 年度の保険料から適用し、平成 26 年度以前の保険料減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、平成 28 年度の保険料から適用し、平成 27 年度以前の保険料減免については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 5 年 8 月 31 日から施行し、令和 5 年度の保険料から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条の規定は、平成30年度の保険料減免から適用する。

附 則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

災害による減免（1）

区 分		減免基本月額
災害による 資産損害の 程度	当該損失割合が100分の30以上 100分の50未満	減免基本月額 (当該年度の保険料基準月額×0.75)
	当該損失割合が100分の50以上	減免基本月額 (当該年度の保険料基準月額×1.50)

※ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、減免の対象としない。

別表第2（第3条関係）

災害による減免（2）

区 分		減免基本月額
災害による 資産損害の 程度	当該損失割合が100分の50以上	減免基本月額 (当該年度の保険料基準月額×1.00)

※ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、減免の対象としない。

下関市介護保険料特別軽減基準

平成 17 年 2 月 13 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、下関市介護保険条例（平成 17 年条例第 157 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく保険料の減免のうち、低所得者に係る減免（以下、「特別軽減」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特別軽減の対象者)

第 2 条 特別軽減の対象者は、条例第 8 条第 1 項第 5 号に該当する者のうち、申請日の属する年度における所得段階区分が第 2 段階又は第 3 段階の者であって、次のすべてに該当する者とする。ただし、特に市長が認める場合については、特別軽減を行うことができるものとする。

- (1) 前年の収入額が、1 人世帯の場合 90 万円以下であること。2 人以上の世帯の場合、1 人世帯の 90 万円に 1 人につき 45 万円を加算した額以下であること。
- (2) 市民税課税者と生計を共にしていないこと。
- (3) 市民税課税者に扶養されていないこと。
- (4) 資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態と認められること。

(特別軽減の申請)

第 3 条 特別軽減を受けようとする者は、条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、介護保険料特別軽減申請書により申請するものとする。

- 2 特別軽減受付開始日は、6 月 15 日とする。特別軽減の申請受付期間は、特別軽減受付開始日から当該年度の第 10 期の納期限までとする。年度途中の資格取得者については、納入通知書発送月の 15 日から当該年度の第 10 期の納期限までを申請受付期間とする。ただし、年度途中の資格取得者のうち、2 月又は 3 月に資格を取得した者については、納入通知書発送月の 15 日から納入通知書発送月の翌月 15 日までを申請受付期間とする。
- 3 前項に規定する申請受付期間の開始日または終了日が、下関市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下、「休日」という。）に当たるときは、開始日にあつてはその日の前日から、終了日にあつてはその日の翌日までを申請受付期間とする。
- 4 特別軽減を受けようとする者は、前条に規定する事項を証する書類を示さなければならない。

(特別軽減の対象となる保険料)

第4条 特別軽減の対象となる保険料は、特別軽減の申請のあった日の属する月以降当該年度末までに到来する納期の保険料とする。ただし、特別軽減受付開始日から7月15日までの間に申請のあった者については、特別軽減の申請のあった日の属する年度において納付すべき年間保険料を対象とする。

また、年度途中において資格を取得した者で、納入通知書発送月の15日から納入通知書発送月の翌月15日までの間において申請のあった者については、資格取得日の属する月以降当該年度末までに到来する納期の保険料を対象とする。ただし、資格取得後最初に到来する納期の納期限が翌年度の4月末日となる者で、納入通知書発送月の15日から納入通知書発送月の翌月15日までの間において申請のあった者については、過年度分の保険料を対象とする。

2 前項に規定する申請受付期間の始期または終期が休日に当たるときは、始期にあつてはその日の前日から、終期にあつてはその日の翌日までを対象とする。

(特別軽減額)

第5条 特別軽減を行うことが適当であると認められた場合、第2段階保険料額又は第3段階保険料額を第1段階相当額に軽減する。

(その他)

第6条 この基準に規定するもののほか、特別軽減について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

平成16年度までの介護保険料特別軽減の適用については、合併前の下関市介護保険料特別軽減基準、菊川町介護保険料特別軽減に関する要綱、豊田町介護保険料特別軽減に関する要綱、豊浦町介護保険料特別軽減に関する要綱、豊北町介護保険料特別軽減に関する要綱の規定の例による。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(経過措置)

- 1 この基準は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 27 年度の保険料から適用し、平成 26 年度以前の保険料減免については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和元年 6 月 14 日から施行する。

令和8年度(令和7年度実績) 介護保険概要

発行日／2026年(令和8年)9月

編集／下関市福祉部 介護保険課、長寿支援課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL 083-231-1162(介護保険課)

TEL 083-231-1340(長寿支援課)